

第百九十六回国
参議院内閣委員会會議録第十六号

平成三十年六月五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月四日

辞任

榛葉賀津也君

補欠選任

櫻井 充君

六月五日

辞任

野上浩太郎君

補欠選任

進藤金日子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

柘植 芳文君

藤川 政人君

和田 政宗君

西田 実仁君

矢田わか子君

委員

有村 治子君

石井 準一君

江島 潔君

岡田 広君

山東 昭子君

進藤金日子君

豊田 俊郎君

野上浩太郎君

山下 雄平君

熊野 正士君

櫻井 充君

相原久美子君

白 眞勲君

田村 智子君

清水 貴之君

山本 太郎君

国務大臣

(内閣官房長官)

菅 義偉君

(国家公安委員長)

小此木八郎君

(国務大臣)

(内閣府特命担当大臣(少子化対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策))

松山 政司君

(国務大臣)

(内閣府特命担当大臣(規制改革、地方創生))

梶山 弘志君

(国務大臣)

(内閣府副大臣)

鈴木 俊一君

(内閣府副大臣)

(総務副大臣)

越智 隆雄君

(農林水産副大臣)

田中 良生君

(大臣政務官)

奥野 信亮君

(内閣府大臣政務官)

谷合 正明君

(事務局側)

村井 英樹君

(政府参考人)

藤田 昌三君

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

服部 高明君

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

川合 靖洋君

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

山崎 俊巳君

内閣府政策統括官(兼子ども・子育て本部統括官)

小野田 壮君

内閣府食品安全委員会事務局次長

川島 俊郎君

内閣府地方創生推進事務局次長

河村 正人君

公正取引委員会事務局総務局長

粕淵 功君

警察庁交通局長

梶田 好一君

消費者庁審議官

橋本 次郎君

総務大臣官房審議官

稲岡 伸哉君

財務大臣官房審議官

奈良 俊哉君

財務省理財局次長

百嶋 計君

文部科学大臣官房審議官

新川 浩嗣君

文部科学大臣官房審議官

富山 一成君

厚生労働大臣官房生活衛生・食品安全審議官

下間 康行君

厚生労働大臣官房審議官

瀧本 寛君

農林水産大臣官房審議官

宇都宮 啓君

国土交通省自動車局次長

谷内 繁君

小川 良介君

島 雅之君

本日(火曜日)の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査(国家戦略特区ワーキンググループの役割及び権限に関する件)

(食品添加物の安全性に関する件)
(大阪府豊中市の国有地売却に係る公文書管理に関する件)

(高齢運転者の交通事故防止に関する件)
(国家戦略特別区域における獣医学部新設の経緯及び今後の方向性に関する件)

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柘植芳文君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、榛葉賀津也君が委員を辞職され、辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(柘植芳文君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長服部高明君外十九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柘植芳文君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田政宗君 自由民主党・こころの和田政宗です。早速質問してまいります。

まず、今治市における獣医学部新設について、国家戦略特区での決定プロセスについてお聞きを

します。

改めて整理をしておきたいのですけれども、国家戦略特区ワーキンググループは、国家戦略特区において何を検討したり何を決める組織なんですか。

○政府参考人(河村正人君) お答え申し上げます。

国家戦略特区で設定されております特区ワーキンググループでございしますけれども、特区制度におきます施策の調査それから検討に資するため、有識者により構成し、開催するものでございします。

具体的には、提案者から提案がございました現場ニーズに基づく規制改革の提案、これを聴取をいたしまして、これを踏まえまして、規制所管省庁に対し、規制に合理的根拠があるか、提案を実現できない合理的理由があるか等の説明を求め、規制所管省庁を中心とした規制改革等の政策立案を政府側に促す役割を果たしておるものでございします。

ワーキンググループ自体には議論を取りまとめたり決定したりという権限はございませんで、決定権限は諮問会議にあるということでございします。

○和田政宗君 それではお聞きしますけれども、仮に私が内閣総理大臣だったとしまして、私の友人のAさんの事業を国家戦略特区を利用できるように押し込めようというふうにした場合に、国家戦略特区ワーキンググループに何か作用を及ぼすことができるのか。この辺り、大臣、お願いいたします。

○国務大臣(梶山弘志君) 国家戦略特区のプロセスは、政府だけではなくて第三者である民間有識者が主導する諮問会議やワーキンググループで、議事もルールにのっとって全て公開するオープンな形で議論を行います。こういう透明性の高い仕組みであります。総理が国家戦略特区諮問会議の議長として恣意的に運用する余地は全くないと言えるわけでありまして。

【参議院】

また、特区ワーキンググループ自体も、国家戦略特区担当大臣の下に調査及び検討に資することを目的として開催される、民間有識者から構成される会議体でありまして、もとより総理の関与が考えられるような仕組みとはなっておりません。

実際、特区プロセスを主導してきた八田座長を始め民間有識者は、プロセスに一点の曇りもないと繰り返し述べられており、さきの参考人質疑においても、八田座長から、総理からも、また秘書官からも何の働きかけも受けたことはないこと、前年の平成二十六年九月の段階で既に民間議員ペーパーで獣医学部新設が重要と明記しており、秘書官の面会が民間有識者の議論に影響を与えたことは一切ないこととの発言があったところであります。

これまでの国会質疑においても、前川前次官からも、民間有識者からも、誰一人として国家戦略特区における獣医学部新設につき総理からは何の指示も受けていないことが明らかになっていまして、承知をしております。

○和田政宗君 であれば、これは与野党共に疑問が呈された場合には、それにのっとってしっかりと丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思いますし、内閣府は調査中のものも含めて洗いざらい速やかに公表していただけたらということ、これは立法院の一員として思うわけでございします。

というのも、昨日、財務省の森友問題をめぐる決裁文書改ざんの調査報告書が出てまいりましたけれども、これ、包み隠さずに当初から全て公表をしていただければという内容でした。一年以上にわたって隠された、この前の週に出ました決裁文書などを改めて読みましたけれども、これについて財務省に聞きます。

豊中市の野田中央公園と森友学園の小学校用地は、元々これ一区画の土地です。国交省による野田中央公園の地下埋設物状況調査業務報告書によれば、野田中央公園には生活ごみが埋まっていることは明らかであり、森友の小学校用地は、これ

は元々一区画であつたわけですから、この森友の小学校用地として売買条件付で貸し付けることになった国有地にも生活ごみが埋まっている蓋然性が高かったのではないかとこのように思います。これ、なぜ財務省はその可能性を知らせずに森友学園に貸し付けたのか、お願いいたします。

○政府参考人(富山一成君) お答えいたします。

本件土地につきましては、大阪航空局におきまして平成二十二年に地下埋設物状況調査を行つておりましたところでございます。本件土地に地下埋設物が存在することにつきましては、この調査報告書に記載をされております。そういった意味では、貸付け前より近畿財務局から森友学園に対しまして、本件土地には地下埋設物が存在しますよというところを、この調査報告書に基づきましてその旨をお伝えをいたしております。

加えまして、実際に契約をいたしました貸付合意書の中におきまして、森友学園は調査報告書等に記載の地下埋設物及び土壌汚染の存在を了承するものとする旨規定をされておるところでございます。

○和田政宗君 これも、公文書に関わるところでございまして、この当委員会は所管がそういったところですので聞いていきたいというふうに思うんですけれども、地下埋設物というふうに言いますけれども、コンクリート殻であつたり、いろいろな建設に当たつて過去の土地利用などについてのパイプだとか、そういったものについては説明は受けていられるけれども、生活ごみがこれだけ出てくるというところは森友学園自体も想定はしていなかった、この食い違いがまさに森友学園が損害賠償を行うぞというふうなこともつながってきたというふうなことであるというふうに思います。

で、今日はちよつと時間がありますのでこの一問だけにおきますけれども、今後も公文書管理の在り方に関連して、これは財務省は隠してしまつたわけですから、なぜ隠したのかということも含めて疑問があれば財務省に随時質問していきます。

次に、規制改革会議が総務省に質問状を出しました4K、8Kテレビに内蔵される方向の新CASチップ、正式名称AACASチップについて聞いていきます。

この主たる機能は、有料放送のスクランブル解除と、BS放送契約を促すメッセージを表示してNHKのBS契約に誘導しようというものです。これ、契約しない人には関係ない機能なんですから、新CASチップは内蔵型を想定してありまして、新CASチップの費用はテレビなどの販売価格に上乗せされる見込みのことです。

現在のBICASカードは、放送事業者とメーカーが負担して消費者には無償貸与されておりますけれども、この新CASチップの費用、消費者の負担になるのでしょうか。

○政府参考人(奈良俊哉君) お答えいたします。

AICASは、地上デジタル、BS、百十度CSの既存の放送に加え、今年十二月に開始される新4K、8K衛星放送に対応したコンテンツ権利保護機能及び視聴制御機能を併せ持ち、新4K、8K衛星放送の視聴に不可欠なもので、現在、一般社団法人新CAS協議会が開発しております。コンテンツ権利保護機能は無料放送のスクランブル解除等に用いられ、視聴制御機能は有料放送の加入者の識別等に用いられるものです。

現在利用されているBICASについても、その費用は、放送事業者やメーカー等関係者が広く負担しており、AICASにおいても大きな変化はないと理解してございます。

BICAS及びAICASの負担方法の在り方、それらのテレビ等への実装方法や価格などは、民間での協議やメーカーの商品企画の中で検討がなされていることから、総務省において個別具体的な価格等把握することは困難でございます。

総務省としましては、各メーカー等関係者において消費者に多大な負担が生じないよう適切に検討等がなされることを期待しているところでございます。

○和田政宗君 これ、チップの内訳がその値段の
どういう分担になっているのか分からないという
ことですけれども、これ容易に私分かるというふ
うに思ふんですよ。

それで、これ申し述べたいのは、新C A S チッ
プは新C A S 協議会において検討がなされている
んですけれども、これ、新C A S 協議会の代表理
事はN H K の坂本専務理事、事務局長、運営委員
長はN H K の関係者が務めています。新C A S 協
議会は社会的に影響のある大きな枠組みについて
決めるわけですけれども、N H K のB S 放送契約
促進のメッセージ表示機能を持つ新C A S 導入の
議論をするわけですから、これN H K のともする
と利益誘導に近いようなことになりまして、すな
わち、協議会が利益相反を起こすことになるの
ではないかという指摘もございます。

総務省に申し上げたいのは、これ国民への説明
が不足しているのではないかと、新C A S 協議会に
任せていたら大変になるのではないかとという懸念
です。まさに、今、国民も国会議員も新C A S
チップがこれ消費者負担になることについてはほ
んど知らないという状況です。

実は、新C A S 協議会に対しては、テレビ等を
製造する電機メーカー各社から成る電子情報技術
産業協会、J E I T A が何回も繰り返しこれ新C
A S チップについて要望しようとしたところ、ほ
ぼなしのついでだということなんです。J E I
T A の関係者に聞きましたけれども、これ電機
メーカーにとっては消費者負担となることの説明
を押し付けられた感があるわけでございます。

メーカーとしては、これ内蔵型ですと、新
C A S チップが壊れたときにテレビ全体を開けて
見なくてはならないということでメンテナンスの
人員が掛かりますし、消費者にとっても、B - C
A S カードのように外付けですと、ああ、ここが
故障したんだなというのが分かるんですけれども
も、どこが故障したか内蔵型ですと分からないと
いうことで、これサービスマンを呼んでテレビを
開けてもらったら、その分の費用の負担というの

も生じるわけですよ。

ただ、メーカーにとっては、4 K、8 K 放送は
もう今年の十二月一日に始まりますから、もうこ
れ進んでいくしかないということで、ほぼ泣き寝
入りに近い状態になっています。あるメーカー
は、販売価格に上乗せになるのかどうか、これ制
度上もまだ確定していないと、六か月前ですけれ
ども、ということと、これやむなく、先月末に4
K、8 K テレビ発表したんですけれども、内蔵型
というものが工場の方でもう進めていくというこ
とで検討はしているそうなんですけれども、外付
けのU S B 型、後付けというものでまずは発表し
たというところがございます。

これ、新C A S 協議会での検討内容はホーム
ページを見ても情報開示はなされていないんです
ね。国民に負担を求めるのか、この辺りをしっか
りと総務省も国民に問うように新C A S 協議会に
促さなければ、この方式を是認した総務省自体も
これ責められる危険性があるんじゃないかという
ふうに思っています。

これ、新C A S 協議会の情報公開がほとんどな
されていないことについてどのように考え、今後
どのように情報開示や国民への説明に取り組むの
か、総務省、お願いします。

○政府参考人(奈良俊哉君) A C A S 方式の仕組
みや現在のB - C A S からの移行方法等に関する
消費者への丁寧な説明について、昨年十二月、総
務省から新C A S 協議会に対し要請を行い、本年
一月には、体制の強化や関係機関との連携を図
り、周知に取り組むとの回答を受けています。

総務省といたしましては、新C A S 協議会の周
知活動に対し支援を行うとともに、本年十二月よ
り開始される新4 K、8 K 衛星放送の普及啓発活
動の中で、新C A S についても消費者に十分に情
報が提供されるよう取り組んでまいります。

○和田政宗君 答弁を聞いています、また昨日
いろいろ総務省ともやり取りしたんですが、総務
省はもう周知をしない、新C A S 協議会が一般社
団法人なので民間であるという形なんです、今

る総務省の方から説明ありましたけれども、こ
れ国民負担になるわけですよ、今のままですと。
これ本間に、国民がそれを知ったときに、えっ、
そんなこと聞いていないよというふうになった
ら、これはまさに総務省に対しての批判というの
も起る危険性というのがあると思いますので、
これはもう本間に真剣にやっていたかなくては
ならないというふうに思っています。

もし、国民がこの負担について、やっぱりそれ
は事業者が負担する、放送事業者が負担するべき
ということであれば、私はやっぱりそっちに進ん
でいかなくてはならないのではないかと、そういう
ことも思うわけがございます。

最後に、公正取引委員会に聞きます。

この新C A S チップですけれども、消費者に不
要な品物の購入を強いる点で、不当な抱き合わせ
販売に該当するおそれがあるという指摘もありま
すけれども、これ独占禁止法に違反しないんで
しょうか。

○政府参考人(相沢功君) お答え申し上げます。
個別の事案についてはお答えを差し控えさせて
いただきますと思いますが、一般論として
申し上げますと、独占禁止法におきましては、複
数の商品又は役務を組み合わせて販売すること、
それ自身が直ちに違法となるものではないと、ま
だ、ただし、事業者が相手方に対し不当に商品
又は役務の供給に併せて他の商品又は役務、これ
を自己又は自己の指定する事業者から購入させる
ことということが認められた場合には、不正な
取引方法として違法となるものがございます。

○和田政宗君 これは、民間の様々な団体、例え
ば主婦連合会などからも様々な疑問という要望
とか、そういったものが提出をされているという
ようなことも含めまして、また規制改革推進会議
でも議論になりました、総務省とのやり取りを聞
きましたけれども、総務省側が今答弁のように、
基本的には周知しませんが、国民にとって負
担が出るといことについて本間にコンセンサス

が取れているのかということは疑問に思っており
ます。

五月十七日に規制改革推進会議投資等ワーキン
グ・グループが総務省に対して質問状を出して
おりますので、これに対してやはりしっかりと明確な
回答をしていただくということ、また、私も様々
なメーカーですとか国民の皆様にもお話を聞い
てまいりますので、これについてしっかりと総務
省にも質問をしながら、これ4 K、8 K という仕
組みは非常に先進的ないい仕組みなので、それを
推進していくという中で、そういう、そこは聞い
ていないよというふうに国民の皆様が思うような
形というのは、これがもし本間にそうなるのであ
れば、私はこれはどうなのかなというふうに思い
ますので、その辺りしっかりとまた今後も聞いて
いきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。
最近、地元の有権者の方から、食品添加物、危
険だからしっかりと規制すべきだという声を複数
の方から伺いました。ちまたでは危険な添加物リス
トなる、そういう情報もあふれております。

そこで、食品安全委員会を所管する内閣府に伺
いますけれども、日本の添加物は本間に安全と言
えるのか、科学的に正しく検証されているのかど
うか、お答えいただければと思います。

○政府参考人(川島俊郎君) 食品安全委員会は、
食品中の添加物の安全性を確保するために、リス
ク管理機関でございます。厚生労働省から独立を
し、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に添
加物のリスク評価を実施しております。

具体的に申し上げますと、多数の専門家から構
成されます添加物専門調査会が中心となって、動
物を用いた急性毒性試験、発がん性試験、遺伝毒
性試験などの各種試験結果のほか、人で得られて
知られております知見も含めた最新の科学的知見
について検証し、我が国における添加物の一日摂
取許容量などを設定しております。食品安全委員
会といたしましては、設定された一日摂取許容量

等に基づきリスク管理措置が実施されれば、添加物の安全性は確保されるものと考えております。今後とも、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に添加物のリスク評価を実施してまいりたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

また、こういうふうなことを書いてあることございまして、ある添加物は、日本では使用されているけれども海外では使用が許可されていない、禁止されている、だから危険だといったような指摘もございまして。

実際に、これ海外で禁止されていて、にもかかわらず日本でのみ使用が許されているような、そんな添加物というのはあるんでしょうか。厚労省、お願いいたします。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

お話しのように、我が国において使用が認められている一方で、米国、EU等の諸外国では使用が認められていない食品添加物というのはございます。しかし、そもそも日本と諸外国では、まず食品添加物の制度上の位置付け、そして食品のニーズや嗜好、さらに食品添加物の指定の要請といったことについてそれぞれ事情が異なります。ことから、日本と諸外国において使用が認められている添加物の数を一概に比較することは必ずしも適切ではないと考えているところでございます。

食品添加物につきましては、食品安全委員会の科学的なリスク評価を踏まえまして、薬事・食品衛生審議会での審議等を行った上で、安全性等に問題がない場合に指定を行い、使用を認めてございます。さらに、仮に安全性に関する新たな知見が得られた場合には、その知見を評価しまして、使用の見直しを含めて適切に対応していくこととしていくところでございます。

このようなことから、諸外国で使用が認められておらず、日本でのみ使用が認められているというところをもつて安全性が担保されていないというものではないかと考えているところでございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

なので、要は日本では食品安全委員会できちつと科学的に検証されて、厚生労働省としてもそれを検証して検査をして、それで認めているということですから、逆に言うと、余り、不安をおおるようなことになっていないのかなという危惧がございまして。

そういったことを踏まえて、消費者庁では、ソーシャルメディアの普及などが進む中、食品の安全を脅かす事案の発生や根拠のない情報による消費者の混乱が生じていますというふうな認識を示された上で、リスクコミュニケーションの推進を各都道府県あるいは政令市に通知をされております。

各自自治体などで講演会等リスクコミュニケーションの開催をしているということですので、この開催の状況、直近の三年間の件数等も含めて消費者庁からの答弁を求めたいと思います。

○政府参考人(橋本次郎君) お答えいたします。消費者庁が主催して行う意見交換会及び地方公共団体等と共催して行う意見交換会等を合わせますと、直近三年間では、平成二十七年が百十一回、平成二十八年が百九回、平成二十九年が百三十五回実施しております。

消費者庁では、平成二十三年の東日本大震災以降、食品中の放射性物質をテーマに重点的に意見交換会を実施しております。今後も重点的に行うべきテーマであると考えております。一方で、今後は、今まで以上に食品中の放射性物質以外のテーマにも取り組むことも必要と認識しております。平成二十七年一回、平成二十八年九回に対して、平成二十九年は二十七回となっております。

本年度以降も、食品中の放射性物質と並行して、それ以外のテーマでの実施も進めてまいりたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

放射性物質に関してはかなりたくさんされているので、それ以外はやっぱり正直申

しまして少ないかなというふうに思います。もつともつとその講演会の回数が増えるように、全国各地で、できれば双方向性のシンポジウム形式のような形で各自自治体によってもたらしたと、そういういった支援策ももうしっかりと講じていただきたいなというふうに思いますが、まずそれをお答えをいただきたいと思います。

あわせて、講演会の終了後にしっかりとアンケート調査等を取って、このリスクコミュニケーションの成果というものを国民に分かりやすく示すべきたというふうに思いますけれども、この二つについて御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(橋本次郎君) お答えいたします。

消費者庁では、全国で意見交換会等が実施されるよう、講師の旅費や謝金それから会場費の負担等、地方公共団体等が行うリスクコミュニケーションの協力支援を行っているところでございます。限られた予算及び人員の中で工夫しながら新たな取組を進めている状況でございますが、今後、議員御指摘のように、意見交換会等の裾野がより広がるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、消費者庁が主催する意見交換会では参加者を対象にアンケートを実施しており、また、地方公共団体等と共催するものでも、多くの主催団体がアンケートを取って、その後開催する意見交換会の内容の充実化に利用しているところでございます。一方で、消費者庁が主催又は共催する意見交換会等のアンケートは、積極的に結果を公表している状況ではないのも現状でございます。議員御指摘のように、リスクコミュニケーションの成果を国民や関係者に分かりやすい形で示すことは重要であると考えておりまして、効果的な方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

いろいろと実はお聞きをすると、消費者庁でこのリスクコミュニケーションに関してメニューはあるんですね。各自自治体も利用できるメニューは

あるんだけれども、なかなかそれが伝わっていないところも正直あるんじゃないかと思っております。是非、周知徹底も含めて、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。混合介護でございます。

国家戦略特区の枠組みの中で検討されて、今般、新聞にも報道されておりましたけれども、東京都の豊島区でモデル事業ということでスタートするというふうに承知しております。国家戦略特区でこの混合介護を実施するようになった検討の経緯と中身について、御答弁をお願いしたいと思います。

○副大臣(田中良生君) 委員のおっしゃる、今、混合介護についてであります。

混合介護については、昨年二月の国家戦略特区の区域会議において、東京都知事から介護保険サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせる選択的介護事業についての提案がありました。本提案をきっかけに議論を積み重ねてきて、本年四月の国家戦略特区のワーキンググループにおいて、選択的介護に関するモデル事業について、厚生労働省からこの提案内容であれば現行ルールに照らし支障がない旨の見解が示されたところであります。

本モデル事業では、訪問介護の前後や合間に、例えば電球交換とか美容院の付添いなど、こうした保険外サービスを組み合わせることを想定しているものと承知しているところであります。

高齢化社会の進展に伴いまして、この介護問題、深刻化している中で、この本事業が高齢者や家族のニーズに応えるとともに、介護事業者の運営効率の改善に寄与して、本事業の成果が東京都以外にも広く普及することを期待しているところであります。

また、当該モデル事業の効果や問題点についても、今後しっかりと国家戦略特区制度の下で検証して今後の制度設計に生かしていきたい、そのように考えています。

○熊野正士君 ありがとうございます。

国家戦略特区でこういう混合介護できないかというところだったけれども、現行制度でもできるよというところだろうというふうに思います。いわゆる介護保険のサービスとそれから保険外のサービスを組み合わせることですけれども、保険サービスと、保険内でできるサービスと保険外のサービスというものをやっぱり明確に区分しないといけないということだというふうに思います。この明確な区分というのがちょっと分かりにくいというふうなお声を結構各方面からお聞きをしております。各自自治体での取扱いが様々で保険外サービスが活用しにくいという意見もあるようでございます。

この明確な区分という切り分けに関して、厚生労働省としてどのように取り組んでおられるのか、いかれるのか、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。

介護保険制度におきましては、保険サービスと保険外サービスを組み合わせ提供することにつきましては、この二つのサービスを明確に区分する、また利用者に同意を得ているなどのルールの下で可能としているところでございます。

こうした現行ルールの運用につきましては、今議員御指摘のように、明確に区分するための方法が自治体によってまちまちでありまして、事業者のサービス提供に支障を来しているという指摘がございました。また、規制改革推進会議からもそういう指摘ございましたので、厚生労働省におきまして、この四月に現行ルールの整理を行ったところでございます。

具体的には、例えば訪問介護につきまして、先ほど述べましたルールのほか、事業者におきましては、保険外サービスの内容を文書として記録する、さらには、利用者の認知機能が低下しているというおそれがあることを踏まえまして、利用者の状況に応じて両サービスの、二つのサービスの区分を理解しやすくなるような配慮を行う、さらには、ケアマネジャーに対しましては、保険外

サービスの情報をケアプラン等に記載するなどのルールを明示したところでございます。

こうした内容を盛り込んだ通知につきましてはできるだけ早く発出いたしまして、地方自治体や介護事業者等に周知したいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

今後、いわゆる介護、非常に大きなテーマでございますので、どういうふうな形になるかですけれども、利用者にとって本当にいい形で介護を受けられるように、是非厚労省としても取り組んでいただけるようお願いをしたいと思います。

最後の質問でございます。マイナンバー制度に関する質問をさせていただきたいと思っております。

教育負担の軽減というのが大きな政治課題でありますけれども、公明党の強い主張もありまして、私立の高等学校の授業料の実質無償化というもの新しい経済政策パッケージに明記をされております。二〇二〇年度までに全国で私立の高等学校の授業料無償化を実現するというところでございます。

この私立の高校の授業料無償化というのは、既に大阪府と東京都で一部実施されておりますけれども、その際、課税証明書というものを毎年毎年提出しないといけないということでございます。

事務手続の簡素化という観点からいえば、マイナンバー制度をうまく活用して、できれば手続を簡略化することはできないのかなというふうに思いますけれども、文部科学省の答弁を求めたいと思っております。

○政府参考人(下間康行君) お答え申し上げます。

高等学校等就学支援金制度の申請におきましては、現在、所得確認のため、高等学校等に在籍中の三年間で計四回の課税証明書などの提出が必要となっております。

こうした申請、届出手続を簡略化するため、文部科学省といたしましては、現在、委員御指摘のマイナンバーに対応した事務処理システムの構築を進めているところでございます。平成三十一年

度からの導入を予定しております。本システムの導入後は、一年生入学時の申請において、課税証明書等の代わりにマイナンバーを提出することでの後の届出が原則不要となります。

文部科学省といたしましては、就学支援金の申請、届出に伴う生徒、保護者等の負担が軽減されますよう、本システムの導入に向けた準備を遅滞なく進めてまいります。

以上でございます。

○熊野正士君 じゃ、マイナンバー制度を利用した簡略化できるということだろうと思います。そこで、本当に大事なことだと思っておりますので、是非、このマイナンバー制度を活用していただいで、事務手続の簡略化に努めていただければと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○櫻井充君 国民民主党・新緑風会の櫻井充で

まず最初に、官房長官にお伺いしたいことがありますが、日銀の黒田総裁についての評価をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(菅義偉君) 我が国は、バブル崩壊以降、低い経済成長と長引くデフレによって約二十年近い停滞を経験してきました。政権交代後に、政府と日銀は二十五年一月に共同声明を公表し、これに従って、日銀、二％の物価安定目標の下に金融緩和を推進するとともに、政府、機動的なマクロ経済運営や、日本経済の成長力、競争力、この強化に向けた取組を実行することによって、デフレからの脱却と持続的な経済成長の実現を目指し、三本の矢を推進してきました。

そうした、黒田総裁が、しっかりとした手段、これを表明したことによって市場の空気は大きく変わり、また大胆な金融緩和を含む三本の矢の政策があつたからこそデフレでない状況をつくり出すことができた、そういう面においては評価をしております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

黒田総裁のことについては官房長官とも話をさせていたことがございました。あのときに官房長官からお話をお伺いして、自分たちが野党になった際に相当勉強したんだと、そして勉強した上でこの道がベストであるということ、黒田総裁が必要なんだというお話もいただきました。

あの当時、アジ銀の総裁であつた黒田さんが辞めてこられて、我々が反対すれば実は黒田総裁を誕生させないという選択もありましたが、アジ銀を辞めてこられて、我々が反対して何も職に就くことができなかったということは私は日本の恥だと思つて、まあ苦渋の選択でした。私は個人的にはリフレという考え方については同意できなかったからですが、現実、どうでしょうか。私は、あのときに黒田総裁に、自分たちの政策が間違つていたら方向転換してくださるのであればそれを条件に同意しようということ、黒田さんにも申し上げました。

今の方向が本当に正しいんでしょうか。今、銀行業界はマイナス金利によって苦しんでいて、地方の経済にも大きな影響を及ぼしてきています。約、大体マイナス金利によって二千億ぐらい銀行の損失が出てきて、いざれ振り込み手数料だけではなくて、口座管理手数料を始めとしてこれが庶民に転嫁されていくことになるだろうと思つていて、私は、最初はそれは株価も上がつたし円安に誘導されてよかったのかもしいけれども、現実、今こまで来てしまうと、かなり方向性間違っているんじゃないかと、現時点ではそう思いますが、官房長官、いかがですか。

○国務大臣(菅義偉君) 私、櫻井当時政調会長に黒田日銀総裁の政府提案に是非賛成をしてほしい、そのお願いを実はさせていただきまして。早いもので五年六か月ぐらい、もうたとうとしております。

そういう中で、私、先ほど申し上げましたけれども、少なくともデフレでない状況までこぎ着けてきているというふうに私どもは評価をいたして

おります。具体的に、GDPについては大幅に拡大をしました、約五十五兆円。さらに、企業収益も過去最高水準。何より雇用が二百五十一万増えている、このことも事実じゃないでしょうか。有効求人倍率、当時は〇・八三でありましたけれども、今は一・五九、四十数年ぶりの高い水準になっています。そしてまた、何もこの都会だけでなく、全国で有効求人倍率が全て一を超えている、これも過去初めてのことです。

雇用・所得環境の改善を背景に、まさに今政府としては、アベノミクスという三本の矢をこれからはもしっかり打ち続けて、この成長軌道を確かなものにしていきたい、そのように思っております。

○櫻井充君 今、正の側面だけ御答弁いただきました。残念ながら、負の側面について御答弁いただけておりません。

有効求人倍率が上がった、確かにそうだと思いますが、これは本当に金融緩和が効いているのかどうか、私はちょっと違うんじゃないかと。それはなぜかという、困塊の世代が退職していけば当然働き手が減るわけですから、そこに職のスペースといったらいいますか、そこができ上がってくるのは当たり前でして、その点でいえば、有効求人倍率が上昇したというのは日銀の金融緩和と政策と私はちょっと違うのではないのかと思ふんです。

それ以上に申し上げておきたいのは、やはり負の側面はどう判断されているのかということですが、結局、国債の金利があれだけ低くなればほかのものの運用利回りも全部落ちるわけであって、それが一番大きな影響を受けているのは私は年金だと思っております。年金の運用利回りがこれだけ低くなっているから、今度は年金の問題が出てきていますよね。そういう負の側面についてはどう判断されるんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) これは、いろんな考え方があろうというふうに思います。

年金については、公的年金の運用利回りというの、この五年間でたしか五十六兆円程度運用益が出ていることもこれ事実だというふうに思いますが、特に、企業年金については、当時はまさに極めて厳しい状況であって、解散したいにも解散できないような状況だったというふうに思っています。ここについても二十九兆円の今現在運用益が出ているわけでありますので、そうした年金についても私も政権は貢献をしている、このように考えています。

○櫻井充君 まあ確かに運用利回りが上がっているのは株価が上昇してきているからですが、この株価を買い支えてきているのもまた年金であり、それから日銀のマネーです。

健全な市場と呼べるのかというと、もうかなりの企業が、公的分野が買い支えているということになってくると、必ずしもそうではないんじゃないのかとも思っています。日銀内でもですよ、日銀の中でも今の政策が本当に適切なのかどうかというこの議論が進んできているので、改めて、本当に黒田総裁でいいのかどうか検討をいただきたい、そう思います。

それから、誤解のないように申し上げておきますが、あの当時、菅官房長官からお願いはされましたが、それだからといって方向を変えたわけでも何でもありませんので、その点だけは申し添えておきたいと、そう思っております。ありがとうございます。

昨日財務省から提出された報告書について、二、三質問させていただきたいと思いますが、まず最初に、ここに決裁文書の改ざん等に関する調査報告書と、こうなりました。結局、これはもう改ざんだと認めていただいたということでしょうか、いいですね。

○政府参考人(百嶋計君) お答え申し上げます。言葉の意味合いをいたしまして、書換えと申しますのは書き直すこと、また、改ざんと申しますのは不当に書き改めることであると承知をいたしております。

これまでは今回の問題行為の経緯あるいは目的

等が必ずしも明らかでございませんでしたことから書換えと表現をいたしておりましたけれども、調査を通じて、決裁文書については、昨年二月下旬から四月上旬にかけて、国会等で厳しい御質問を受けることになりかねない記載の削除などを行ったものでございまして、また、その主たる目的は、昨年二月以降の国会での御審議において森友学園案件が大きく取り上げられる中で、更なる御質問につながる材料を極力少なくすることであったこと……(発言する者あり)はい。失礼いたしました。改ざんというふうに承知をいたしております。

○櫻井充君 改ざんするということは、これは法律違反ですよ。何の法律に違反しているんでしょうか。

○政府参考人(百嶋計君) お答え申し上げます。昨日、六月四日でございますが、財務省において公表いたしました調査報告書におきましては、決裁文書を改ざんし、改ざん後の文書を国会に御提出したことはあつてはならないこととございまして、国権の最高機関である国会への対応として不適切であつたということ、また、行政府における文書管理の在り方といたしまして、公文書管理法の趣旨に照らしても不適切というふうに考えているところでございます。

○櫻井充君 済みませんけど、聞いていないことにしたら答えられないだけですか。

○政府参考人(百嶋計君) お答え申し上げます。今回の財務省のこの行為につきましては、行政府における文書管理の在り方として、公文書管理法の趣旨に照らして不適切なものであつたというふうに結論付けているところでございます。

○櫻井充君 繰り返し聞きます。そうすると、公文書管理法違反ということでしょうか。

○政府参考人(百嶋計君) 公文書管理法の第四条には、行政機関の職員は、中略でございしますが、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績

を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事実が軽微なものである場合を除き、中略でございしますが、文書を作成しなければならぬという定めがございます。

こうした公文書管理法の趣旨に照らしまして、今回、決裁文書を事後的に改ざんしたことは不適当な対応であつたと考えておりました、この点も踏まえまして昨日の処分を行ったところでございます。

○櫻井充君 要するに、公文書管理法違反なので、これ相当重い、私はこれは相当大きな問題だと思つておるんですよ。

その中で、先ほど二月からという話がありましたが、二月には総理はどういう発言されましたか。

○政府参考人(百嶋計君) 議事録によりますと、昨年の平成二十九年二月十七日金曜日の衆議院予算委員会におきましては、内閣総理大臣から、本人や妻が、事務所も含めて、この国有地払下げに一切関わっていないことは明確にしたい旨の御答弁がございました。

○櫻井充君 肝腎なことを言っていたいていませぬよ。もしそういうふうに関与があつたら、総理大臣だけではなく国会議員を辞めると、そういう趣旨の発言もされておるんですよ。

○政府参考人(百嶋計君) 御指摘のとおりと承知をいたしております。

○櫻井充君 つまり、そのことがきつかけになつてこの改ざんを行うことになつたんじゃないんですか。

○政府参考人(富山一成君) お答えをいたします。昨日、財務省の方から国会の方に御提出させていただいた調査報告書の中で申し上げますと、今委員の方から御指摘のあつた総理の答弁というのは二月十七日でございます。加えて、この総理の答弁以降、これは理財局内のことでございしますが、総務課長から担当の室長あるいは近畿財務局

の管財部長に対して、総理夫人の名前が入った書類の存否についての確認といったようなこともございました。その上で、総理夫人御本人からの照会はないこと、あるいは、総理夫人付きから本省理財局に照会があった際の記録は作成し、共有しているが、内容は特段問題となるものではないことを確認ということでございまして、今委員の御指摘の点で申し上げますと、当時の財務省理財局あるいは近畿財務局としましては、この夫人との関係につきましては特段問題がないという認識であつたというふうに報告をしているところでございます。

○櫻井充君 なぜ、その夫人のことについて調べなきゃいけなかったんですか。
○政府参考人(富山一成君) その点につきましては、前回のこの本委員会での委員との御質疑でも取り上げられていたことに関連いたしますけれども、基本的には、近畿財務局の担当者たちは様々な、まさに国会議員の方、あるいは、本件でいえば国会議員御本人ではありませんが複数の国会議員の秘書の方からの様々な問合せ、それから、先方、籠池理事長側の方から頻りに夫人のお名前が出るという中で、近畿財務局の、地方支分部局としましては、本省の理財局が国会対応をするという立場である中で経緯等を参考資料として整理をする際には、いわゆる政治家あるいはそれに関連する方々ということについての整理をしていたというところだと思っております。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

しないというのを聞いていません。なぜ調べるようになったのか、リストアップしなきゃいけないのか、そのことは総理の発言を受けてではないんですか。
○政府参考人(富山一成君) お答えを申し上げます。

今委員の御指摘の点で申し上げますと、この二十九年の二月十七日の総理答弁、一方で、決裁文書あるいは様々な経緯を残した文書は、二十八年の六月二十日の売却の契約に至るまでの間の経緯に書かれているということでございますので、総理答弁と一年以上前の契約に至るまでのところに夫人の記載があるということでございます。
○櫻井充君 もうこの次ちゃんと答えてくれなかつたら委員会止まるよ。

改ざんしたつて、まず法律違反やったということとは認めているわけだ。そのきつかけが一体何なんですかと、そして総理夫人をピックアップせざるを得なくなったのは一体なぜですかと聞いています。それに明確に答えてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

○政府参考人(百嶋計君) お求めがあればきつちり提出すべきであつたところ、その上で、その場合に生じた一つ一つの御質問に対して丁寧にお答えをしていくべきであつたというふうに思っております。

そうすることは決して不可能ではなかつたと考えておるのかもしれませんが、当時の理財局長以下の幹部職員は、国会の御審議が相当程度紛糾するのではないかと懸念して、それを回避する目的で一連の問題行為を進めたというふうに考えております。認定をいたしております。
○櫻井充君 改ざんした方が結局国会紛糾しているじゃないですか。違いますか。

○政府参考人(百嶋計君) 御指摘はそのとおりかと存じます。深くおわびを申し上げます。
○櫻井充君 法律違反しているんですよ、国民の公僕の方々は犠牲者だと思つていらっしゃるからこういう質問をしています。

繰り返しになりますが、きつかけは、きつかけ、じゃ、ほかの政治家の名前はリストアップして、それでどうだったのかという調査はしたんですか。この報告書の中にはそういう記載はありません。つまり、ほかの人たちの関与よりも安倍昭恵夫人の関与について全部調べざるを得なくなつたのは、結局のところは、総理のその発言があつたからじゃないんですか。イエスかノーで答えてください。違うのなら違う方がいいですよ、一言でいいですからね。
○政府参考人(富山一成君) お答えをいたします。

調査報告書の中には、夫人以外の政治関係者の照会状況のリストを作つたという経緯が書いてございます。
○櫻井充君 しかし、この中で夫人のところだけ随分特出しされてきているというのは、相当重かつたんじゃないのかと、そう思います。

いずれにしてもですよ、いずれにしても、法令違反でなかつたはずとおつしやつていたが、結果的には公文書の改ざんということで法令違反を犯していたと、そういうことでよろしいんですかね。
○政府参考人(百嶋計君) お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、私どもとしては、行政における文書管理の在り方として、公文書管理法の趣旨に照らして不適切な行為であつたというふうに結論付けておるところでございます。
○櫻井充君 法律違反ですよ。法律違反か法律違反でないのか、そこを答えてください。

○委員(柘植芳文君) 答弁は簡潔にお願いします。
○政府参考人(百嶋計君) 趣旨に照らして不適切ということでございますので、明確な法令違反というふうに私どもで認定はできていないというところでございます。

○櫻井充君 これが、じゃ、法令違反でないのかどうか、もう一度私も法律勉強して、その上でこれから質問をさせていただきたいと思つていますが、改めてですが、なぜこういうことをやつたのか、麻生大臣は会見の中で、それが分かりや苦労しないんだと、そういうような答弁されてました。ここが一番大事なところであつて、ここはこの調査によって明確になつたんでしょうか。
○政府参考人(百嶋計君) お答え申し上げます。

先ほど来、もう繰り返しになるところでございますけれども、今回の問題行為でございますけれども、こちらの方の動機といえますか、動機といはしましては、やはり極力御質問につながる材料を少なくするということが主目的であつたと。
また、応答録については、本来は、あればきつちりと提出をして、決裁文書についても元々の文書をきつちり提出すべきであつたところでございます。その上でしっかりと一つ一つの御質問に対して丁寧な答弁をしていくべきであつたと、そうすることは決して不可能ではなかつたと考えております。

○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。
○櫻井充君 済みません、答弁もつと短くしてください。

しかしながら、こういう行為を起してしまつたということにつきまして……

○委員長(柘植芳文君) 答弁者は簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(百嶋計君) はい。済みません。

大臣は、昨日大臣がおっしゃったのは、本来、ただいま申し上げたような本来取るべきであった対応ができなかったことは非常に残念であるというところでござつたものというふうに私どもは受け止めております。

○櫻井充君 全く答えていない。全然答えてもらつていませんからね。何でもかきかきつたのかというのを聞いています。何かかわらず、一つも答えてもらつていません。

じゃ、森友学園のことが問題になりました。これ、法令にのつてきちんとしていたら、別にそのまんま堂々と答弁されていたらよかつたじゃないですか。法令にのつていないという何か後ろめたいことがあつたから、改ざんせざるを得なくなつたんじゃないんですか。

○政府参考人(百嶋計君) 恐縮でございますが、本来でございましたら、きつちりと決裁文書であるとか記録をお示しして、そこから先生方からいただきます御質問に一つ一つお答えしていくと、それは決して不可能ではなかつたと思ひます。きつちりと御説明できたと思ひます。それができなかつたことというのが今回の問題行動の端緒であつたというふうに考えております。

○櫻井充君 おかしいでしょう。結局のところは、先ほどは何で言つたんですか、国会でこれらいろいろな質問を受けて、それに都合が悪いからでしょう、結果的に言えば、都合が悪いからこれを改ざんしましたと。じゃ、何でも都合が悪くなるんですか。都合が悪くなるのは、皆さんが従来からおっしゃつていふような、法令違反はしていないんです、あそここの決定プロセスに一点の曇りもありませんというのではないから、だからその証拠になるような部分について全部改ざんしたんじゃないですか。しかも、念には念を入れて、

国交省にもちゃんとやつて、このようにしてくださいね、会計検査院にも違うものを出してきたと。

これ、明らかにですよ、明らかに決定プロセスに何らかの問題があるからこういうことをしたんじゃないんですか。

○政府参考人(百嶋計君) 恐縮でございます。

これは、繰り返し申し上げておりますとおり、国会での御議論で更なる御質問を、厳しい御質問を頂戴すること、あるいは更に国会審議が、御審議が紛糾すること、こういうことを回避する目的で行つたということでございます。

○櫻井充君 なぜ、正常にやつている、真つ当にやつているんだとしたら、これの問題で国会が紛糾するんですか。国会紛糾しませんよ、まともにやつているものであつたら。

今まで、じゃ、済みませんが、こういうような国有財産の売却で国会で紛糾したことありますか、ありますか。

○政府参考人(富山一成君) お答えいたします。

本件のようなほど、多数の御質問をいただくといつたようなことはなかつたと思つております。

○櫻井充君 つまり、そこに問題があるから、だからこそこういうことになつていふんです。皆さんは、繰り返しになりますが、このプロセスに何の問題もないとおっしゃつていましたが、必ずしも、必ずしもじゃない、ここに問題があつたからこそこういうことになつたんだと、そう思つています。

その上で、今回、この中心になつた方が中村さんという方らしいので、この中村さんという方の参考人としての招致をお願いしたいことと、それから、やはりこややつて見ると、佐川さんからも一度話を聞かなければいけないと思つていふので、当委員会における参考人招致をお願いして、私の質問を終わります。

○委員長(柘植芳文君) ただいまの件につきまして、後刻理事会で協議をいたします。

○白眞勲君 立憲民主党の白眞勲でございます。

今、櫻井充委員から森友関係をやりましたけど、もう一個の大きな問題である加計学園問題についてちよつと質問したいと思つておりますけれども、平成二十七年八月に当時の藤原次長が岡山、今治に出張した際についてちよつと質問します。

その際、民間事業者からお土産はもらったのかどうかということについてこの前聞きましたけれども、その後確認はされたのでしょうか、お答えください。

○政府参考人(河村正人君) 出張者三名につきまして確認をいたしました。民間事業者等からお土産等を受け取つた事実はないということでございます。

○白眞勲君 梶山大臣に一言お願いしたいんですけど、この件早急に、単なる出張と言つてはなんだけど、藤原さんから話を聞けばすぐ話としては分かる話ですから、きちつと調査して、しつかりと報告を早めにお願ひしたいということをちよつと御答弁願ひしたいと思います。

○國務大臣(梶山弘志君) 可能な限り迅速に行いたいということで、内閣府においても指示を出しているところでありまして、先般答弁ありましたように、人事院も関わつていふということも含めて、通常よりも早く早く調査をするようにということで私から指示を出して、重ねて指示を出しているところであります。

○白眞勲君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今日はちよつといつとも雰囲気を変えまして、高齢運転者の交通事故についてちよつと議論を深めていきたいなというふうに思つております。

高齢運転者がハンドル操作を誤つたり、ブレーキとアクセルを踏み間違えたりして歩行者をはねる事故が後を絶ちません。また、先月には、九十歳の女性が横断歩道付近にいた歩行者四人をはねて、うち女性一人が死亡されたという悲惨な事故も発生しているわけで、この加害者の事故の半年

ほど前に受けた認知機能検査では問題がなかつたとのことで、これらの事故の複雑な背景というものを浮き彫りにしているような感じが私はしているわけでございます。

そういう中で、まず警察庁にお伺ひしたいと思ふんですけれども、高齢運転者の事故の現状とその対策について御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(梶田好一君) お答えいたします。まず、事故の現状についてでございますけれども、平成二十九年におけます七十五歳以上の高齢運転者による交通事故は四百十八件で、第一当事者が原動機付自転車又は自動車である死亡事故全体の二・九%を占めております。これは、前年と比較いたしますと、死亡事故件数、構成比共に若干の減少が見られたところでございます。

しかしながら、近年の傾向を見ますと、七十五歳以上の運転者によります死亡事故の件数はほぼ横ばいであるものの、全体の死亡事故に占める割合は増加傾向にございます。

また、免許人口当たりの死亡事故件数を見ても、七十五歳以上の高齢運転者についても減少傾向にはあるものの、引き続き、七十五歳未満の運転者と比べますと二倍以上となつていふ現状にあります。

死亡事故を類型別に見てみますと、七十五歳以上の高齢運転者は七十五歳未満の運転者と比べますと、車両単独の事故による死亡事故が多く、特に工作物衝突や路外逸脱事故が多く発生しているところでございます。

また、人的要因を見ますと、七十五歳以上の高齢運転者は操作不適が最も多く、特にブレーキとアクセルの踏み間違ひは七十五歳未満の運転者と比べて高い水準にございます。

次に、対策でございますけれども、対策につきましては、高齢の運転免許保有者については今後一層の増加が見込まれるなど、この高齢運転者の交通事故防止対策は重要な課題であると認識してございます。高齢運転者の方々が安全運転を継続していくためには、自己の身体機能等の現状を自

覚した上で運転をしていただくことが、また、身体機能等の低下を自覚し本人が納得した上で運転免許証を自主返納していただくことが重要であると考えております。

このような認識の下、例えば免許更新時の高齢者講習におきましては、実際に自動車運転をしながら、個々の運転者の癖や気を付けるべき点を把握して、それぞれの特性に応じた具体的な指導を行っているところでございます。また、運転免許センター等に運転適性相談窓口を設置し、高齢運転者やその御家族等から積極的に相談を受け付け、身体機能等の現状を踏まえた助言、指導等を行っているところでございます。さらに、昨年三月には認知症対策の強化等を内容とする改正道路交通法が施行されたところでございます。

今後とも、改正道路交通法の的確な運用に努めるなど、高齢運転者の交通事故防止対策のための取組を推進してまいりたいと考えております。

○白眞勲君 いろいろ警察庁も頑張つて何とかという部分だとは思いますが、そういう中でも、また今年の一月は、前橋市で自転車の女子高生二人を車ではねて死傷させた八十五歳の男性も、認知機能検査を経て免許を更新したばかりだったというような報道も出ているわけなんです。

そういう中で、資料一を見ていただきたいと思います。うんだけれども、これ、この免許返納についていろいろな意見があるわけで、これ産経新聞なんですけれども、社説等で免許年齢に上限の導入をしたかどうかという社説があったわけなんです。それが、それに対して意見がいろいろ出ていること、この赤線部分を読みますと、地方や山間部の実情を全く分かっていない、長野市から三十分も移動すると、そこはバスもタクシーもない限界集落、僅かにコミュニティバスが一日数便、真冬に一度来てみてくださいという、まさにそうして。

これは別に長野県だけの問題ではなく、日本全体で実際には免許を返納すると移動できなくなる

という深刻な事態も、実態も明らかになっているという中で、資料二御覧いただきたいと思うんですけれども、今も御指摘あったんですけれど、この資料二の後ろの方ですけれども、要は、アクセルとブレーキの踏み間違い事故に関するレポートなんですけれど、これ見ると、へえと思う事項書かれていたんですね。要は、高齢になると、このブレーキとアクセルとを踏むこの足先の傾く角度というんでしょかね、これが狭まる傾向がある。だから、アクセルとブレーキ踏み間違える。特に後ろを向いて駐車するときやあるいはパニックになったりするとその傾向が強いとの指摘もあるわけで、この資料二のトップページ、二ページ目には、もう高齢ドライバー、過去十年間で約二倍に増加して、今後更に増加の一途をたどるといった中で、国家公安委員長にちよっとお聞きしたいんです。

私、これ、もちろん今みたいな対策、いろいろ施すのは施す、ただ、頑張つて免許返納だけでいいというものでもないような気がする。この辺り、国家公安委員長としてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(小此木八郎君) おっしゃるように、高齢者を一くりにするというのではなく、ただ、年を重ねれば、私なんかまだ若いんですけれども、重ねれば、膝を壊したり目が悪くなったりする自分のことを考えても、やはり高齢者は高齢者なりの年を重ねる、いろんな支障が出てくると思います。

高齢運転者による交通事故防止に向け、平成十九年七月、政府の交通対策本部において高齢運転者による交通事故防止対策についてが決定されました。政府の決定を踏まえ、警察においても、改正道路交通法を的確に運用するほか、運転免許センター等の警察施設を活用して安全運転サポート車の試乗を行うなど取組を行っているところであります。また、同決定では、高齢者の移動手段の確保など社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を行うこととされており、警察として

も、自治体等に対して免許証の自主返納をした方を対象とした公共交通機関の料金の割引制度の導入を働きかけるなどしているところであります。今後とも、高齢運転者の交通事故防止のため、関係機関、団体等と連携し、様々な取組を講じることによって総合的な対策が推進されるよう指導してまいります。

○白眞勲君 まさにそうして、その関係機関との連携、あるいは総合的な対策、これ必要だと思ふんですね。

そういう中で、松山大臣、内閣府としてこういった問題についてはどういうふうにお考えなんですか。

○国務大臣(松山政司君) 高齢運転者による交通事故の防止につきましては、先生御指摘のとおり、政府を挙げて取り組むべき重要な課題でございます。

そのため、関係六省庁の局長級による高齢運転者交通事故防止対策のワーキングチームにおきまして対策を具体化し、加えて、昨年七月に交通対策本部でこの対策を緊急かつ強力に推進するということを決定をいたしました。この対策に基づきまして、関係省庁におきまして、現在、警察と医師等の連携を強化をしまして認知症に関する医師の診断体制を確保していくということ、そして改正道路交通法を円滑に施行しているところがございます。また、公共交通機関の利用促進対策というところも始めておりまして、高齢者の移動手段の確保のための施策を実施しているところでございます。また、安全運転サポート車の普及啓発、これも高齢運転者の特性を踏まえた更なる対策として実施をしているところでございます。

その結果、平成二十九年における八十歳以上の高齢運転者の交通事故死者数は二百四十二人となっております。当面の目標の二百五十人以下ということとは達成はしているものの、しかしながら、依然としてこの高齢者の運転者の事故、死亡事故大変多い状況が続いておりますので、引き続き関係省庁と連携をして、平成三十二年までに八

十歳以上の高齢者の事故の死者数を二百人以下とする目標を掲げておりまして、スピード感を持って取組を推進して、更なる方策の検討を進めてまいりたいと思っております。

○白眞勲君 ありがとうございます。

そういう中で、安全運転サポート車とか、そういうものというのは今非常に発達もしているという中で、国交省にお聞きいたします。今、状況どうなっていますでしょうか。何かその辺の対策はどうなっていますか。短めにちよっと答弁願います。

○政府参考人(鳥雅之君) お答えいたします。

高齢運転者による交通事故を防止するため、国土交通省では、関係省庁と連携をしまして、自動ブレーキなど一定の安全運転支援機能を備えしめた車、いわゆる安全運転サポート車の普及啓発に取り組んでございます。特に、自動ブレーキ等の先進安全技術の国際標準化を主導し、安全基準の策定をすること。また、この国際基準の策定に当たりまして、本年三月に、自動車メーカー等々の申請に応じて、自動ブレーキが一定の性能を有しているということを国が確認をしまして、その結果を公表します性能認定制度を創設しまして、今年度よりその運用を開始することとさせていただきます。

国土交通省としましては、この取組を通じまして普及啓発を進めてまいりたいと思っております。

○白眞勲君 普及啓発いいんですけれども、資料三ちよっと見ていただきたいんですけれども、要は値段高くなつちゃうんです。大体十萬、二十萬程度値上がりしているということもある。これ、やはりちよっとコスト高になっているわけですね。

そこで、ちよっと総務省に、今日、奥野副大臣来ていらつしやいますのでちよっと聞きたいと思うんですけれども、サポート車減税などを考慮に入れた必要あると思うんです。こういうのをやっ

ちよつとやつてゐるみたいなんだけれども、その辺りどうなんでしょう。

○副大臣(奥野信亮君) 今現在、地方税法においては、衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置を搭載した乗用車に対して、自動車税や自動車取得税の軽減措置は講じられておりません。ただし、一方で、衝突被害軽減ブレーキとか車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置を備えた、先進安全技術を装備したバスとトラックについては、自動車取得税の軽減措置が導入されております。これは事実であります。

しかしながら、まだまだ高齢者が事故を起こす頻度が非常に高いようなことも見受けられるものですから、自動車の安全技術の性能向上と普及促進については、高齢化が進む我が国にとって重要な課題であるというふうに我々は認識しております。

そのため、政策手段としては、一般論として、一定の装置の搭載を義務付ける規制とか、あるいは補助金や税制等、様々な選択肢が考えられますけれども、政策目的に照らして何が適切で効果的なのかという観点から、関係省庁とも幅広く今議論を進めているところであります。できるだけ早く結論付けたいなど、こういうふうにご考えているところでもあります。

○白眞勲君 いや、もう結論出ていますよ。何が重要かって、サポカーでしょう。今、踏み間違い事故が多いと言っているわけですから、今から何が必要かじゃないんです。

ですから、そういった面では、これサポカー減税直ちに導入すべきだと思いますけれども、副大臣としての御意見を願います。

○副大臣(奥野信亮君) 私は、もう来年度には適用できるような準備が整っているというふうに理解しております。それは皆さん方の御意見も取り入れながら積極的に推進してまいりたいと思っております。

○白眞勲君 前向きな御答弁、ありがとうございます。もう是非これやつてあげてください。そ

して、なるべく早く高齢者の皆さんが安心してということは必要だと思います。

そういう中で、今日の新聞ですかね、未来投資会議においても、これから自動運転の技術なんかもやるんだというようなことが、政府としても取り組んでいるということを知っているわけなんですけれども、そういう中で、私は、やっぱりこれ、高齢運転者というのは、警察とか国交省だけではなくて、これはやっぱり地域の活性化という観点にも、私はこれ奥が深い問題だと思つてい

るんですね。要は、中山間地の過疎地域において車の運転をせざるを得ない人たちがどういうふうにかサポートしていくかという部分においては、地方の活性化、そういう中では、最近の法案審議で地域の再生とか地方自治の自立なんかも議論したんです。ちよつと官房長官にお聞きしたいんですけれども、今までの議論を聞いていて、官房長官、どう

いうふうにお考えですかね。感想を聞きたいんですよ。

○国務大臣(菅義偉君) まず、高齢者運転の交通事故防止、これについては今委員からいろいろな御指摘がありました。そうしたことは、これは早速政府挙げて省庁連携しながら対応すべきことだというふうに思っていますし、今総務副大臣から話がありましたように、そうしたことについて全体としてしっかりサポートしていきたい、こういうふうに思います。

○白眞勲君 ありがとうございます。野党の質問でもちよつと前向きな答えを得ているというのは本當にうれいしなと私は思っているんですけれども。

そういう中で、東京一極集中の是正などについて、せんだつてもいろいろこういう議論をさせていたいただきました。税金を安くします、あるいは東京の大学の入学定員を抑制するというような話もありましたけど、私は、政府がある程度ハンドリングできるような企業のやつぱり地方移転というものをめつと進めるべきであるという観点からす

ると、前回も私申し上げた例えば東京電力、これを本社を福島に移転させたらどうだということを私申し上げました。

今の時点で帰還困難区域とか居住制限区域に移動しろと言っているわけではない。しかし、せめて福島駅の近くや郡山駅に本社機能を移転すれば、その出入り業者も含めて相当福島の活性化にもつながるわけですね。ちなみに、今の東京電力の本店住所は千代田区内幸町一の一の三です。要するに、新橋駅の近くに私はいる必要なんて全然ないと思つています。

東京電力のホームページにも、福島の復興なくして東京電力の改革、再生はあり得ないとの決意の下、事故の責任を全うするとともに、福島の生活環境と産業の復興を全力で進めてまいりますと書いてあります。

であるならば、これはやっぱり本社機能を私は移転するぐらいの覚悟がないのかとも思えるわけなんです。まして、この東京電力の過半数の株式は、五四・六九％が原子力損害賠償・廃炉等支援機構が保有しており、残りの大株主上位十位も東京都と従業員持ち株以外は金融機関です。

ですから、政府が決断すればあたしたにでも本社を移転できると思います。先日堀山大臣が、五月二十四日の私の答弁に対して、これ御答弁ですよ、地方創生を担当する大臣として、経済団体とか個別の企業にもお願いをしているんですが、今のアイデアも参考にさせていただきたい、そういうふうにおつしやっています。

これ、東京電力にお願いじゃなくて、もうやりなさいと言え立場でいらつしやいますので、是非これ、堀山大臣、積極的に進めたらいいかがで

しょうか。

○国務大臣(堀山弘志君) 個別の企業名についてはちよつとコメントは差し控えていたいただきますけど、経済団体であるとか個別のそれぞれの企業に本社機能を移転してほしいというお願いは、そういう機会があるたびに私もさせていただいております。そういった中で、先般、白委員からの

お話がありましたので、アイデアとして検討させていただきたいという答弁をいたしましたし、これは前向きにいろいろな対応を考えてまいりたいと思つております。

○白眞勲君 ありがとうございます。

東京電力が移転するだけで、恐らく私は十万単位の人たちが、当然、子会社や出入りの業者も移動します。その家族を含めると相当な数。さらに、福島若者たちも、わざわざ東京に働きに来なくても、今までよりも格段に就職先が見付かりやすくなる。そうすれば、家族で高齢者の移動を助けることもできる。さらには地方活性化にもつながる。もつといいのは、東京電力のような超大企業が移動すれば、これモデルケースになるんです。モデルケースになる。さらに、一番いいのは、政府の予算を一円も使わずに地方活性化がなし得るということです。

官房長官、政府全体として、こういったこと、どうでしょうか、お考えいただけませんかでしょう。

○国務大臣(菅義偉君) 地方創生というのは私も内閣の最優先の課題でもあります。

今、堀山大臣から答弁がありました。それは連携をしながらしっかり対応していきたいというふうに思っています。

○白眞勲君 ありがとうございます。

あの内幸町のビル見ますと、確かに電波塔みたいなものがあるから、すぐにこれ全部引越せと言つても、売れるかどうか知りません、何かあそこにももしかしたら機械が入っているのかもしれないけれども、でも、あそこ場所売るだけでも相当な金額がこれ東京電力に入りますから、それ引越せ代ぐらい出ますよ。ですから、そういった面でも、私はこれ積極的に行かれたらいいんじゃないかなと思います。

ちよつと委員長には申し訳ないんですが、日本郵政もちよつと話させていただいたかなきゃいけなくなるんですけれど、これも千代田区霞が関一の三の二ですよ。ちなみに、政府及び地方公共団体の

持ち株数五六・八七％です。これ聞いてみると、何か今年の八月から移転するんですよ。移転して、移転する場所は、霞が関から大手町なんですって。これ、ちよつと考え直した方がいいんじゃないかなと私思うんですね。

結果として、私、政府は、民間には移転したらどうですか、税金まけますよと言っているわけですよ。それでいて、政府の息が掛かった企業は霞が関から大手町。これおかしくないですか。むしろ、政府機関や国との関係が深い企業が、東京一極集中を固定化して、あるいは助長させているのではないだろうか。

官房長官、これいかがでしょうか。まだ引越してないから、今から考え直せと言ってみたらどうでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 私は詳細なことは承知しておりませんが、ただ、やはり地方創生ということ考えたときに、例えば文化庁が京都移転とか、そういう方向性というものを示しております。そういう中で、民間企業にもそうした方向性というのは、そこは大事なところというふうに思います。

○白眞勲君 例えば、アメリカなんかは、別にワシントンに全ての企業が集中しているわけでもありません。多くの企業がいろいろな地域にそれぞれ分散して存在しているわけなんです。

ですから、そういった観点から、今日は高齢者の運転ということから私はスタートしているんですけども、こういった様々な取組というものがトータルで一つのパッケージとなることによって、地方の創生や高齢者の、そしてという、様々な私は効果が派生して出ていく、そういうトータルなものが必要ではないのかなと私は思っているところです。

奥野副大臣、何か言いたそうな顔をしているんですけど、何か一言、もしよろしければ、総務副大臣としての御感想をお願いしたいと思います。

○副大臣(奥野信亮君) 私は大臣でないの余り、はつきりしたことは申し上げられませんが、いず

れにしても、今も官房長官から話がありましたように、文化庁が移転する、あるいは総務省の統計局も持つていく、いろいろやっているんですけど、割に小粒なんです。それは私は理解しているつもりなんです。先ほどのその郵政も聞いて知っているんですが、まあおっしゃるのも一理あるかなと思っております。

○白眞勲君 例えば、確かに、前にも申し上げたんですけども、東京に本社機能を置くというのは、やっぱり情報が世界から入るとかいう、そういう部分があるわけなんですけれども、国内企業であり政府の息が掛かったのだと、例えば東日本旅客鉄道株式会社、これは東京都渋谷区代々木二の二の二ですよ。日本たばこ産業株式会社、港区虎ノ門二の二の一。全部東京の中心部ですよ。

こういったものを政府トータルで、どういうふうに移転させたならその効果はどうなるんだということも、文化庁とか、今小粒とおっしゃいましたけれども、本当に、そういったところじゃない、もっと大きな、ダイナミックな動きを是非私はこれからもお願いしたいということ、それが何となく地方の活性化につながる。

どうでしょうか、高齢者運転として、国家公安委員長、最後に感想を、何かありましたらお願いしたいと思えます。

○国務大臣(小此木八郎君) 今日は、私も内閣府の一員、梶山大臣も松山大臣も、新しい入閣をした大臣がそれぞれ地方の推進あるいは一億活躍という中で、いろんな機能がいろんな地域に行くことによってお年寄りの支え方もまた広がるんじゃないか、いろんなことができるのではないかというところを強く感じました。

○白眞勲君 是非実現していただきたいと思えます。質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長(稲植芳文君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、野上浩太郎君が委員を辞任され、その補

欠として進藤金日子君が選任されました。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

五月三十一日、加計学園渡邊事務局長が愛媛県及び今治市を訪ねて謝罪をいたしました。渡邊事務局長は、二〇一五年三月三日、愛媛県と今治市それぞれに、二月二十五日に安倍総理と加計理事長が面会したと報告したが、これは間違っていたとして、多大な迷惑をお掛けし申し訳ないとの謝罪したようですけれども、菅官房長官、梶山大臣、この報道にどのような感想を持ったか、それぞれお答えください。

○国務大臣(菅義偉君) 加計学園と愛媛県、今治市とのやり取りに関して、政府の立場でコメントは控えたいと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) 今官房長官おっしゃったように、当事者間でのやり取りということで、コメントは差し控えてさせていただきます。

○田村智子君 これ、二月二十五日の加計理事長と安倍総理の面会がなかったのなら、多大な迷惑を被ったのは安倍総理ではないんでしょうか。何らかの説明、総理への謝罪、これ加計学園からはいまだもって何もないんですか。官房長官。

○国務大臣(菅義偉君) まず、加計学園のコメントについては、加計学園と愛媛県、今治市との間のやり取りに関するものであり、政府としてコメントすることは控えたいというふうに思います。

既に総理御自身が国会や記者会見の場で、御指摘の二月二十五日、平成二十七年でありますけれども、これに加計理事長とお会いしていないことを繰り返し説明されております。それに尽きるんだらうと思います。

○田村智子君 渡邊事務局長は、謝罪の後、記者に囲まれて質問に何問か答えていましたけれども、まあ驚くような無責任ぶりでしたね。獣医学部を何とかしたいと思ってい付きで言ってしまった、あされるような説明ですよ。

愛媛県のこの総理と理事長の面会が記された文書が公開されて、国会はこの問題も含めての集中

審議を予算委員会で行うことになったわけですよ。国民の不信感というの、これ一気に膨らんだというふうに言わざるを得ません。

時を同じくして、日大アメフト部の悪質タックル問題、大きく報道されましたが、日大は理事長が記者会見もし、文部科学省を訪ねて説明しています。悪質タックルというのはもちろん重大な問題ですけれども、これは国政上の問題ではあります。獣医学部の新設というのは、まさに国政上の問題です。しかも、理事長と総理の関係、これが国会質疑の焦点となってきたわけですよ。

なぜ総理と理事長の面会をでっち上げたのか、加計学園は責任ある調査と説明がなされるべきだというふうに思いますけれども、官房長官、いかがですか。

○国務大臣(菅義偉君) 先ほど来申し上げておりでありまして、加計学園のコメントについては、加計学園と愛媛県、今治市との間のやり取りに関するものであって、政府の立場としてコメントすべきじゃないというふうに思います。

○田村智子君 いや、それはコメントする立場だということ、私は国会でも審議されてきた問題でしようと言っているんです。そこまで繰り返し求められているのに、なぜ加計学園に対して何らの説明も求めようとされないんですか。これ、今治と愛媛の関係だけじゃ済まないんですよ、現に国会で質疑が行われているわけですから。なぜそれでも加計学園に説明を求めないのか、官房長官、お答えください。

○国務大臣(菅義偉君) 再三申し上げておりであります。

○田村智子君 いや、答弁になっていないですよ、答弁になっていないですよ。

愛媛県、今治市と加計学園の問題ではあります。この文書は予算委員会に提出され、国会で現に審議が行われた問題なんですよ。そこに書かれていたことがうそだったということであるならば、説明を求めるのは当たり前じゃないですか、違うんですか。

○国務大臣(菅義偉君) これ、度々申し上げておりますけれども、このことについては、加計学園と愛媛県、今治市とのやり取りのことに關することでありますので、政府としてコメントすることは控えたいというふうに思っています。

○田村智子君 違いますよ、これは総理に關することなんです。ここまでコメントしないということになりますと、やっぱり面会はなかったとする説明こそが総理の答弁を受けての虚偽の説明だから事細かに事情を説明されたら困ると、こういうことではないのかと思わざるを得なくなってくるわけです。

愛媛県が文書を参議院に提出したのは五月二十一日です。加計学園はこのときも沈黙しました。ずっと一貫して沈黙しているんです。ところが、五月二十五日の予算委員会で安倍総理がこの二月二十五日の加計理事長との面会を否定した途端に、沈黙していた加計学園が突然、実際にはなかった面会を引き合いに出したというコメントを出しました。この引き合いに出すというのもおかしいですね。普通引き合いに出すというのは、二月二十五日じゃなくて別の日に面会があったことを引き合いに出しちゃったとか、総理じゃないけど別のの人に会ったのを引き合いに出しちゃったというときに使うのが引き合いに出すですよ。非常に不可思議なコメントなんです、これ。教育機関が出すコメントとして、引き合いに出すという言葉の使い方も分らない、こんなこともあり得ないというふうに思うんですね。

そうすると、面会はなかったのに虚偽の報告をしたと言いたくない、加計学園のこの苦しい立場、かいま見るようなコメントだと言わざるを得ません。実際、渡邊事務局長、三十一日の謝罪後、記者からいろいろ問われて、うそをついたのかと言われて、うそでしたということは明言できずに、もともとごまかしてなるわけですよ。これも非常に説明おかしいんです。しかも、二〇一五年三月三日に、思い付きで、総理と理事長との面会、こういうことを言っちゃった、この事務局長

の説明はつじつまが合いません。

今日、資料をお配りしました。これは、愛媛県の文書で示された加計学園等の動きを時系列でまとめたものです。二月十二日に加計学園、愛媛県、今治市の意見交換会が行われます。ここで、安倍総理と同学園理事長との面談が実現しない中、まずは副官房長官にお会いするという、こういう運びになるんですね。だから、もうこのときから面談をセツトしようとしているということが報告されているんです。二月十二日。また、その思い付きで言っちゃったと言っている三月三日、これは、そもそも学園が県に対して二月二十五日の総理と理事長の面談結果を報告したいと言つて、その報告をするために行われたものです。さらに、三月十五日、加計学園と今治市の協議が行われていることが分かります。ここでも、二月二十五日の総理と理事長の面談について加計学園は述べているんです。そして、この面談のときに、総理にこういう資料を示したんだと。そのとき示した資料の一部を文部科学省が獣医学部教育の改善・充実に關する調査研究協力者会議の委員に渡して何らかの回答を求めているということも、加計学園は報告をしているんですよ。これ、思い付きで言っちゃったという説明は全然成り立ちません、一連の文書を見たときに。

二月二十五日に加計理事長と総理の面談はあった、あったことをなかったことにしようとしている、そうとしか読めないんですけれども、官房長官、いかがですか。

○国務大臣(菅義偉君) まず、先ほど来申し上げておりますけれども、愛媛県、今治市、加計学園、それぞれの立場で発言やコメントをされているというふうに思います。いずれにせよ、国としてはそれにコメントする立場にはないということです。

そして、総理と加計理事長との面会については、総理御自身が、当初から一貫して、二十七年二月二十五日に加計理事長とお会いしたことはない、記者の皆さんが出入りする人の名前を逐一確

認している首相動静にも載つておらず、自宅を含めても会っていないというふうに事実關係を説明をされているところであり、それに尽きるんだらうと思います。

○田村智子君 私が時系列で並べたことの反論にもなっていないですよ。総理が会っていないと言っているから会っていないんだと、ただそれだけじゃありませんか。

今回の愛媛県の一連の文書というのは、実に整合性が取れているんですよ。

二〇一四年の十二月に、国家戦略特区での獣医学部新設を新潟県が提案した。加計学園は、これが認定されてしまうのではと危機感を募らせて、加計理事長は安倍総理との面談を実現しようとす

る、そのことが愛媛県文書の十六ページで分かっています。

この総理と理事長の面談を実現し、その上で、官邸への働きかけを愛媛県としても行つてほしいというふうに要望するんだけれども、県は、政治的な動きは難しいという対応をする、これが十七ページの資料に出てきます。

そして、加計学園自らが三月二十四日に柳瀬氏と面会をする、これは十八ページで分かるんですよ。

そしてさらに、四月二日の柳瀬氏との面会を取り付けて、そこに愛媛県と今治市に同行してほしいというふうに求める、これは二十ページで分かるんですよ。

そしてさらに、自治体がやる気を見せなければと、この柳瀬氏との面談の中でハッパ掛けてもらうと、これ四月二日の柳瀬氏のコメントの中で出てきます。

愛媛県の文書が示している時系列での加計学園の動きなんですよ。実によく分かります。新潟市に決まっちゃやう、まずい。どうするか。まず総理と会おう、会う。柳瀬氏とも会おう。で、県や市にも柳瀬氏に会つてほしい。で、内閣府の藤原豊氏にも会おう。全く整合性が取れた文書なんですよ、これ。

しかも、渡邊事務局長の今回のコメントで、ここで述べられたことというのは事実であらうと、事実というのは、述べたということが事実だということがますます明らかになってきたわけですね。

そうじゃないかと聞いてもまた同じ御答弁だと思いますので、ちょっと聞き方変えますけれども、国民の皆さんも、だから、こういう文書読めば読むほど分かるわけですよ、実に整合性が取れているなど。やっぱり安倍総理は加計理事長と面会して獣医学部の構想を直接聞いていたんだなと、それをなかつたことにしているんだなと、これ、少なくともいいましようか、多くの国民がそういう不信感を持っています。私だけじゃないと思います。

官房長官、国民に広がっているその不信感をこれ払拭するために、どうされようとしているんですか。

○国務大臣(菅義偉君) 先ほど来申し上げておりますけれども、総理と加計理事長の面会については、総理御自身が、当初から一貫して、二十七年二月二十五日に加計理事長とお会いしていないことを繰り返して御説明をされております。それに尽きるんだらうというふうに思います。

なお、国会からお尋ねがあり、これまでも一つ一つ必要な対応をさせていただいているところであり、事実に基づき丁寧にもうしつかり説明責任を果たしていきたいというふうに思います。

○田村智子君 いや、それで国民の不信が払拭できると思いませんか。だって、皆さんが説明するのは、安倍総理は会っていませんということだけじゃないですか。会ったことにして、たばかったとしている加計学園に対しては説明も求めない、謝罪も求めない、それで国民の不信が払拭されると、官房長官、お思いなんですか。

○国務大臣(菅義偉君) 先ほど来申し上げておりますけれども、加計学園のコメント、あるいは、加計学園と愛媛県あるいは今治市とのやり取りに關するものについて、政府としてはコメントはす

る立場にはないというふうに思いますし、総理と加計理事長の面会については総理御自身が何回となく説明されているとおりであります。

○田村智子君 だから、それでは国民の不信が払拭できていないでしようと言っているんですよ、世論調査見たって、総理の説明に納得できていない。どうやって払拭するつもりなんですか。少なくとも加計学園に説明求める、これ当たり前のことだと思いますけど、違うんですか。

○国務大臣(菅義偉君) 総理自身は会っていないというのを明確にこれは繰り返し繰り返し説明をいたしております。そのことがこれ全てじゃないでしょうか。

そして、申し上げておりますように、加計学園のコメントについて、加計学園と愛媛県、今治市との間のやり取りに関するものについて、政府としてコメントする立場にないということであります。

そして、大事なことは、行政のプロセスが公平公正に行われてきたかどうかというふうに思っています。

○田村智子君 払拭するつもりが、不信を払拭する手だてが何もない、やる気もない、そういう御答弁だとこれ言わざるを得ません。

委員長、やはりこの問題は、いや、本当にたばかったんだったら、加計学園が愛媛県や今治市を、これは国会をもたばかっているのと同じことだと思いませんか。

加計学園理事長に加え、渡邊事務局長の参考人招致を求めます。

○委員長(栢植芳文君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○田村智子君 終わります。

○清水貴之君 日本維新の会の清水です。よろしくお願いたします。

前回の一般質疑に続きまして、獣医師の需給について質問をしたいというふうに思います。

まず、今ペットの犬や猫、どれぐらい飼われているか、この十年間にどれぐらい変化したかとい

う僕の前回の質問に対しまして、回答、この十年で犬は二二%、猫は三%減っているんだという回答が先日ありました。これはどこの、農水省の調査、農水省としてはどこの調査をこれは用いたデータなんでしょうか。

○政府参考人(小川良介君) お答え申し上げます。

前回、私がペットの数の推移で申し上げたデータの基でございますが、これは一般社団法人ペットフード協会が実施しております全国犬猫飼育実態調査、この数字に基づいて発言をさせていただきました。

○清水貴之君 これは、なぜ農水省自らが調査をせずにその団体の調査結果というのを数字として用いているんでしょうか。

○政府参考人(小川良介君) 前回も少々触れさせていただきましたが、平成十九年に策定いたしました獣医師の需給に関する検討会報告につきましては、当時、犬、猫の飼育頭数について日本ペットフード協会の調査もございましたが、その当時は調査の基になっておりますモニターの数が四千人程度ということで比較的小数にとどまっているなどの制約がございました。そういったことから、実態を的確に反映した統計等のデータが存在しないという判断をいたしまして、国の委託事業により、飼育者への調査結果に基づく犬、猫の飼育頭数の見通しを作成いたしました。

〔委員長退席、理事藤川政人君着席〕

この当時、我々が委託調査を実施したものは、サンプル数を一万人に増やしまして、地域、世帯ごとの犬、猫の飼育率というものを把握して、それを全国規模で推計をしたということでございます。その後、ペットフード協会は、同じように地域あるいは年齢階層別に犬、猫の飼育率を把握して、それを全国規模に推計しておるわけでございますけれども、モニターの人数を五万人まで増やしております。

そういったことから、現在のペットフード協会の調査は、平成十九年に我々が実施した調査と比

べましても統計的精度が高い調査となつてございまして、当省としてはこのペットフード協会の調査を活用可能ということで考えているところでございます。

○清水貴之君 将来予測についてお聞きしたいんですが、私としては農水省として将来予測を示すべきではないかという質問をさせていただきます。小川さんは、具体的なものとしては県で計画を作ってもらっているんだという話がありました。その県、じゃ、どういう計画作っているのかなど。全部は、さすがに四十七都道府県全部は見ることできなかったで、漏れている県もありましたので全部は目を通していないんですけれども、重立ったところは目を通しましたが、これ決して将来予測を行っているような整備計画書ではないというふうに私は思いました。今、地域で、地方でどういった、主にですけど、産業獣医師が足りていないと、もうこの県でもそうです、読むと。そういった現状を述べているだけで、将来予測のデータではないというふうに思っていますけれども、それについてはいかがですか。

○政府参考人(小川良介君) お答え申し上げます。

前回も私、獣医全体の需給ということで、獣医師の数自体は全体的に不足しているという状況にはないという状況の中で、今まさに委員御指摘のとおり、いわゆる産業動物獣医師については地域によって確保が困難なところがあるということをおし上げました。

この地域によつては数確保が困難なところがあるといういわゆる産業動物獣医師でございますが、これは、家畜の頭数につきましては、食料・農業・農村基本計画における食料自給率を達成する観点から、政策目標といたしまして飼養頭数目標というものが掲げられております。ここから、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画、先ほどの都道府県計画でござい

ますけれども、そこにおきまして、これらの政策

目標を実現するために必要な産業動物診療獣医師や農林水産分野の公務員獣医師の確保目標等が定められているところでございます。

現在、国が定めております獣医療の基本方針におきましては、都道府県計画における獣医師の確保に関する目標は、産業動物獣医師について設定するものとしておりまして、目標年度における畜種ごとの飼養頭数又は飼養戸数を目標年度における畜種ごとの獣医師一人当たりの年間診療可能頭数又は戸数で除して得られた数を記載するようにというふうに定めております。

このように、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画は、産業動物分野に必要な獣医師数の将来見通しを示すものとして活用可能であると考えております。

○清水貴之君 産業動物は分かりました。ペットについてはどうなんでしょうか。ペットについては全くこの県の計画には、小動物ですね、載っていません。先ほどおっしゃったペットフード協会の調査も将来予測というのはしてありません。皆さんがされた平成十九年のこの調査は将来予測を行っているわけですね。残念ながらこの将来予測というのは外れてしまっているということなんですけれども、行っています。

将来予測、特にペットですね、ペットの今獣医師が増えてきていて産業動物の医師が足りないという、そういう見込みなんですか。それからペットの医師というのはどうなっているのか、必要なかどうか、この見通しも大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(小川良介君) お答え申し上げます。

もう一つの飼育動物の獣医師という観点から申し上げますと、産業動物獣医師と、さらに小動物獣医師ということになります。

今御指摘の小動物獣医師でございますが、犬、猫の飼養頭数がこの十年間でそれぞれ一千二百九万頭から九百三十六万頭に、あるいは九百六十万頭から九百三十一万頭にいずれも減少する傾向を

示しております。一方、これらの診療を担う小動物診療獣医師の届出者数でございますけれども、一万三千八百八十五人から一万五千三百三十人に増加する傾向を示しているところでございます。現状におきまして、小動物診療獣医師が不足する状況にはないというふうに我々考えてございます。

〔理事藤川政人君退席、委員長着席〕

また、この小動物獣医師の医療サービスでございますけれども、平成二十七年六月に日本獣医師会が行った家庭飼育動物、犬、猫の飼育者意識調査によりますれば、かかりつけの動物病院についての満足度につきましては、非常に満足あるいはやや満足と回答した者が約八割であったことから、このペットへの獣医療の提供というのは適切に提供されているというふうに認識しております。

○清水貴之君 ということは、ペットの方はもうほぼ必要量と供給、その医師数がもうマッチしているという認識なんですか。

ということは、産業動物の医師は足りていない、これは県の計画でもどこも言っているわけですから、ということは、全体として獣医師というのは足りていないという結論になるんじゃないですか。

○政府参考人(小川良介君) 全体として、前回も説明申し上げさせていただきましたが、獣医師の数自体が不足している状況にはないというふうに我々認識しているところでございます。

これは、二年に一回、獣医師の届出ということと、こういった職業に就かれているかといった統計データを取っておりますが、これは、獣医師は人の医師と比較するとちょっと特徴的なことがございまして、人の医師に対して申し上げますと、資格を持っている方の、お医者さんの九五％が医療に従事されています。他方、獣医師の方は、獣医師数、今三万九千人程度いるわけでございますけれども、飼育動物の診療に従事している方というのは六割でございます。それ以外の四割の方々もおられますので、この全体の中で考えれば全体として不足していないといった説明を申し上げているところでございます。

ば全体として不足していないといった説明を申し上げているところでございます。

○清水貴之君 ペットの獣医師が、じゃ、どうなっているかと。ペット自体は減っているという話でしたので僕も計算しまして、犬と猫が減っているんですが、大体一四％ぐらいの十年で減っているんですね。ただ、その診療頻度というのもありまして、獣医師さんにかかる、ペットを連れていく、獣医師さんのところに連れていく割合というのでも一七％増えています。使っているお金も三三％増えているわけですね。

ということは、獣医師さん、ペットの獣医師さん、小動物の獣医師さんというのは恐らく足りているという十分マッチしている状況だと。まあ足りているといえますか、今、十年前と変わらないう状況だということに思っていますね。収入も全く減っていないどころか増えているわけですね。普通でしたら、過当競争が起きて、獣医師さんもう足りないんだとなったら、歯医者さんもう足りずし弁護士さんもう足りずすけれども、今もう人が余っていて大変だ、若手なんか生活大変だと言いますが、年収は五十万円ぐらい増えているわけですね、獣医師さんの。ということは、全然何かもう増え過ぎて過当競争が生まれているという状況でも全くないわけですね。

というこのデータがある中で、じゃ、産業動物だけ足りないといったら、僕はやっぱりペットの、獣医師さんは足りていないんじゃない、そこは増やさなきゃいけないんじゃないかというふうに思うわけですね。

ここ、もうちょっと議論したいんですが、ちよつと時間がないもので進ませていただいて、内閣府さんの方で、先日、新たな分野におけるニーズというのが生まれてきていると、新しく企業に就職する方なんかも増えているという話も出てきましたので、これを改めてデータとしてちよつとお話しただけですか。

○政府参考人(河村正人君) 先週の委員会先生に御答弁申し上げました過去十年間の獣医師の

数、増加割合について、私どもが把握しました実数を申し上げます。

まず、製薬会社等の企業に勤務する獣医師数、平成十六年末の千四百三十六名から平成二十六年末二千七百七十四名、五一・四％増、これは獣医師法二十二条の届出に基づく数値でございます。それから、獣医師関係の大学の新卒者で進路として会社を選択する方、十六年末の五十三名から平成二十六年末の八十三名、約六割増。それから、獣医師関係の大学の新卒者で進路として公務員獣医師を選択する方、十六年末の六十八名から二十六年末の百五十五名、約五割増ということでございます。

○清水貴之君 大体十年間で八百人ぐらい新しいニーズの方に行かれていますね。こういことを考えますと、やっぱり、梶山大臣、こういったニーズを満たしていくべき必要があるんじゃないかと思いますが、特区として加計学園が五十年以上ぶりに開かれたわけですが、今後の特区における獣医学部新設の進め方、これについてお話を聞かせてください。

○国務大臣(梶山弘志君) 国家戦略特区制度は、閣議決定しました特区基本方針の中で、国家戦略特区の成果を全国に広げていくことが必要、提案があればその実現に向けて積極的に取り組んでいくと定めておりまして、全国展開を目指すことや意欲ある提案の実現に向けた検討を行うことを本来的に想定をしているところであります。

今回の獣医学部新設は、強い慎重論がある中で半世紀以上にわたってこれを拒んできた固い岩盤規制に風穴を開けることを優先をし、まず一校に限りということと認めることになったものであります。

この判断は、改革が全く行われないよりも改革を一步でも前に進めるための改革の突破口であり、やむを得なかったものと認識をしております。民間有識者の皆さんも突破口を開く観点からこの判断を受け入れたと述べておられると承知をしております。

その意味で、今後、更なる規制改革として二校

目、三校目を認めていくことも検討に値するものと昨年から答弁しているものと承知をしております。具体的な検討は、個別の提案が行われた段階で民間議員も参加する特区諮問会議やワーキンググループで行われるものでありまして、その際には、新たに対応すべき分野における具体的な需要も含め、日本再興戦略改訂二〇一五で示した四項目に照らして整合的かどうかを検討することになるものと考えております。

○清水貴之君 谷合副大臣にもお越しいただきまして、お聞きしたいんですが、文科省さんに聞くと、やっぱり農水省さんのこの需給に関する判断、これによってやっぱり文科省としても獣医学部どうするかというのを判断していくという話になるわけですね。ですから、大変需給の判断というのは大切なものになるというふうに思っております。

今お話ししたとおり、私の今の認識では、ペット獣医師、小動物の獣医師、もうこれ大体獣医師さんの半分ぐらいですけれども、はほぼ十年前と変わらない状況で、多過ぎもせず少な過ぎもせずという状況だ。でも、産業動物、これに関しては、地方の公務員獣医師、これは足りていない、どの県も必要、必要だということを言っている。加えて、内閣府さんからこのような新しいニーズに対する需要というのも出てきているという話なのでありますね。

僕は、是非お聞きしたいのが、やっぱり所管が違ふというの僕はおかしな話だと思っております、これ獣医師という一くくりなわけですから、一般的な産業動物、小動物は、じゃ農水省さん、新しいニーズは内閣府でという話ではなくて、やっぱり全体として見ていかないとトータル的な判断ができないというふうに思うんですけれども、副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(谷合正明君) 御質問ありがとうございます。

まず、農林水産省ですけれども、我が省は獣医師法また獣医療法を所管しております。獣医師法

でありますけれども、獣医師法に基づいて国家試験がございまして、この国家試験によりまして飼育動物の診療に必要な獣医学や公衆衛生上の一定水準の知識、技能を有している者に免許を付与しております。ですから、需給が足りないとかいうことで何か試験レベルを上げたり下げたり、そういうことはしないという話でございいます。

○委員長(柘植芳文君) 時間が来ておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○副大臣(谷合正明君) はい。

獣医療法に基づいて、産業動物診療獣医師、また農林水産分野の公務員獣医師及び小動物診療獣医師、これ獣医師全体の約六割ですが、それらが行う獣医療の提供体制の整備を図っております。

一方、先ほど来話ありますが、民間企業、大学等における研究分野等、これは獣医療以外の分野におきましては必ずしも獣医師免許は必要とされておられません。また、公衆衛生分野に従事する獣医師につきましては厚生労働省が責任を有しております。獣医療法に基づく獣医師確保の対象とされていなくて、私どもとしては、それぞれの行政分野を所管する省庁において適切に対応するものと考えているところでございます。

○清水貴之君 ありがとうございます。終わります。

○山本太郎君 ありがとうございます。

自由党共同代表、山本太郎です。社民との会派、希望の会を代表し、お聞きをいたします。

森友学園問題についての決裁文書の改ざんに関する調査報告書、要は財務省の調査結果がやっと出ました、三か月掛かりました。これまで政府が書換えてきたものを、報告書のタイトルでは改ざん、こうなっている点だけを捉えれば、政府の反省がここに表れているのかな、財務省の反省がここに表れているのかなと思ったり思わなかったりするわけなんですけれども、この財務省の一連の公文書の改ざん、廃棄というものに関し

て、これはもう国民への背信行為と私は言えると思っておりますけれども、菅官房長官はそうお考えになりませんか。

○国務大臣(菅義偉君) 財務省において、これまで文書の問題に関する調査が行われて、昨日、報告書が公表されました。

決裁文書を改ざんし、それを国会等に提出するようなことがあつてはならないことであり、大変遺憾であります。

財務省においては、今回の調査結果を踏まえ、一連の問題に関する責任の所在を明確にするため、関与した職員に対して厳正な処分を実施し、あわせて、財務大臣、給与の自主返納ということがあります。

今回の事態を重々反省をし、二度とこのようなことがないよう再発防止策を進めるとともに、財務省全体の意識改革を進め、信頼回復に努めていただきたいと思ひます。また、政府全体として、一連の公文書をめぐる問題の調査、説明を踏まえ、問題点を洗い出しながら、職員の意識向上や制度の見直しなど実効性のある対策を講じていく必要があるというふうに思ひます。

○山本太郎君 主にこれからどうリカバーしていくかということをお答えいただいたと思うんですけれども、私が先ほどお聞きしたのは、これら一連の改ざんや廃棄、国会を一年空転させたそのもとをつくつたという一連の出来事というのは国民への背信行為であつたと、そのような認識が官房長官御自身にありますかというお話です。

これ、国民への背信行為ではないんですか。

○国務大臣(菅義偉君) 決裁文書を改ざんをし、それを国会等に提出するようなことがあつてはならないことであり、極めて遺憾だというふうに思ひます。

○山本太郎君 あつてはならないのは当然で、これまでここまで大規模なことは一度も行われなかった、当然ですよ。それ、遺憾であるのも当然です。でも、遺憾かどうか聞いているわけじゃな

いんですよ。こういう行為というのは国民への背信行為ではないんですか、そういう認識はありますかということですか。

背信行為だとは言えないんですか、これは。いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 極めて遺憾なことであり、今回の事態を重々反省をし、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止策を進めるとともに、全体の意識改革を含め信頼回復に努めていきたい、こういうふうに思ひます。

○山本太郎君 まあ非常に緩い御認識だなと思ひます。はっきりと罪は罪だと、背信行為は背信行為だと認めないような人たちがどうやってこれから信頼回復に向けて元の体制でやつていけるって、無理無理、そんなものという話です。

官房長官、今回はきつちり調査が行われているので、もうこれ以上調査を行う、新たに調査を行うということとは必要ないと考えられますか。いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) そのように思つていま

す。

○山本太郎君 三か月掛かつてこの程度の調査しかできていないんですよ。ゆるゆるですよ、はっきり言つて。財務省はまだ出していない文書もあるんですよ。これで調査が終わりなんて、あり得ないんですよ。

そもそもお話ですが、財務省は、決裁文書という行政文書の改ざんを自ら行った張本人ですよ。この調査及び報告を犯罪に手を染めた財務省自身がやる、余りにもずうずうしいという以外に言葉がないですよ。

第三者による再調査、要求したいと思ひます。第三者による再調査といつても、いつものようなお手盛りはなしですよ。

例えば、以前、情報を隠蔽しようとしたのか、データにドリルを空けたという事件ありましたよね。ドリル優子こと小淵優子さん。ドリル優子さんについての第三者検証委員会では、小淵さんの責任を強く問うことにはためらいを感じざるを得

ない等の結果が出たんですよ。

この検証に関わつていた弁護士が東電が設置した第三者委員会にもメンバーとして加わつていたりするんですよ。東電が国会事故調に対して虚偽の説明をしたかどうかを検証したものですよね、東電設置です。報告書では、東電の事実に対する説明は勘違いに基づくものだ、故意ではない、組織的関与はないと報告までされた。第三者というより、お友達ですよ。こういった便利屋みたいなポジションがあるのかなと思つてしまふんですよ。

こんな第三者ではない、このようなものではない、本当の第三者による本物の再調査を行うよう、委員長、お諮りください。

○委員長(柘植芳文君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○山本太郎君 総理の、私や妻が関わつていたら辞める発言を起点に改ざんが進んでいくという様子が確定したと言つてもいいような内容になっていると思ひます。

国有財産企画課の職員が籠池理事長を出張で不在であることにしようとして身を隠す提案を顧問弁護士との間で رفتたなど、今回の財務省の調査の中には見どころが全くなかつたわけじゃないんですよ。そういう部分が明らかになつて良かったなという部分も確かにあるんですよ。佐川さんが去年の三月十五日、いづれにしても、私も財務省として隠れてくれななどと言つた事実はございせんかと答弁したのは真つ赤なうそだつたことがはっきり分かつたんですよ。

昨年の総選挙の際、テレビでの党首討論の中で、こういう詐欺を働く人物のつくつた学校ですね、妻が名誉校長を引き受けたことはやっぱり問題があつた、こういう人だからだまされてしまつたんだらうとテレビで述べられたという話なんですけど、総理がですよ。判決が確定される前の籠池さんを詐欺を行う人物と断定する言い方をしたり、今年二月五日の衆議院予算委員会では、この籠池さん、これは真つ赤なうそ、うそ八百じゃあ

りませんかと自信たっぷりに答弁したこと、私は直接、総理から籠池さんに謝るべきだと思ふんですよ。真つ赤なうそ、うそ八百は政府側だろうって話なんです、財務省じゃないかって話なんです。

うそ八百、詐欺的なのは財務省であり、そのような行政の暴走が起こったのはマネジメント能力のないトップの責任であることを考えれば、国権の最高機関で人をうそ八百、テレビで詐欺師呼ばわりした自分の無能さを素直に籠池さんに謝罪すべきと考えます。官房長官、いかがでしょう。

○国務大臣(菅義偉君) そのようには思いません。

○山本太郎君 ありがとうございます。それでは、委員長、先日からお願いしている一度に集めて証人喚問というものがございました、要求していただけたけれども、それに加えて、森友問題に關してもこの一度に集めて証人喚問というものをお諮りいただきたいんです。

内容なんですけれども、安倍総理、籠池さん、安倍昭恵さん、佐川さん、谷查恵子さん、うわさの総務課長も含めた上で一度に証人喚問をお諮りください。

○委員長(栢植芳文君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○山本太郎君 実現した際には、私の持ち時間の始まりはまず総理から籠池さんに直接謝罪をしていただくということから始めたいと思います。実現することを祈っております。

それでは、官房長官、お時間、忙しいようなので退席していただいて結構です。よろしくお願ひします。

○委員長(栢植芳文君) 菅内閣官房長官は御退席いただいて結構でございます。

○山本太郎君 それでは、おなじみの話題に移りたいと思います。オリンピックについてです。

オリンピック憲章の具現化を目指す、これはオリンピック担当大臣がやるべきだと思いますが、目指すべきお仕事のひとつだと鈴木大臣は思われます

か。

○国務大臣(鈴木俊一君) そのように思います。○山本太郎君 ありがとうございます。

オリンピック担当大臣の責任によつてオリンピック憲章が具現化するように努力しますと、これをオリンピック担当大臣の責務と考えないのなら、もはや担当大臣などポストは必要ない、当然のことだと思ひます。そして、その能力をお持ちでリーダーシップを発揮できる方として、鈴木大臣がそのポストに就かれたと私は考えております。

これまでもお伝えしていますが、入管における非人道的行いというものが多々ありますが、入管で行われているこの非人道的な扱ひは、オリンピック憲章の考え方と合致すると思ひますか。

○国務大臣(鈴木俊一君) つぶさに入管施設の中の運営がどう行われているかということと新聞報道等を除いて十分承知しておりませんので断定的に申し上げることはできませんけれども、私としては、オリンピック憲章の中に書かれていることを私が具現化するというのは、二〇二〇年東京大会において、例えば選手村等において生活をされる方々が肌の色、人種あるいは宗教によつて差別をされてはいけないということが私の所掌するところであるわけでありまして、入管管理のことについては、これは法務省の所掌であるということにおいて、その中身の論評について差し控えていただきたいと思います。

○山本太郎君 その答えだと非常に困るんですね。

結局、話をまとめると、オリンピックの開催期間についてのオリンピック憲章の人権部分の具現化というものを、オリンピックの選手だったとかということに関して自分自身では関わるかもしれないけれども、入管は法務省の話だからという話で、ちよつとかなり腰が引けたお話になっているけれども、世界中から見ても日本の入管の在り方というのは非人道的だということは、国連拷問禁止委員会、移住者の人権に関する特別報告者の

報告、人種差別撤廃委員会の所見、国連人権理事会など、世界から再三懸念を示されているつてことは何度もお伝えしているはずで。

で、私が言いたいのは何かってことなんですけれども、じゃ、この非人道的扱い、人権じゅうりんを続けている国家施設というものがあつたら、何をどうやってオリンピック憲章を具現化するとおっしゃるんですかということをお伺ひしたいんです。いかがでしょう。

○国務大臣(鈴木俊一君) 繰り返になりますすが、私がやるべきことは、これは、二〇二〇年東京大会において、大会に関わる問題、先ほども例を挙げましたけれども、選手村の中において、例えば宗教の問題等できちつと礼拝所を設けるとか、あるいは食事でもハラルの対応の食事を用意するとか、そういったことで差別をされないようにするというのが私の職務でございます。入国管理の政策というものは、これはもう明確に法務省が担当するという個別具体的問題でありますから、これについては法務省が担当する、私におきましては二〇二〇年東京大会の運営等においてオリンピック憲章の理念を具現化すると、こういうことでございます。

○山本太郎君 オリンピック開かれているときの選手村かいわいでお祈りをちゃんとできる場所だった食べ物を用意したりとかするのは、大臣の仕事じゃないでしょう、それ。大臣の仕事じゃないですよ、それ、はつきり言つて。オリンピック担当大臣というポストがどうしてあるんですか。開催は東京都ですよ。どうしてわざわざ国が大臣というポストを設けるんですか。この国がオリンピックホスト国としてふさわしい国であるように、オリンピック憲章にのつとつたというようない理想を具現化するために、その中心となるために私は担当大臣がいらつたと思うんです。そうでないならば、どつかのタレントさんにオリンピック大使でもやつてもらつて、決まり切つた言葉を発表してもらつただけでいいんじゃないですか。担当大臣なんて必要ないじゃないですか。

オリンピック憲章にはこうないですか、人権部分に関わる部分、お読みくださいましたよ、前。人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治又はそのほかの意見、国あるいは社会のルール、出自、そのほかの身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。それがされていないという施設が国の中にあるんだということなんです。あるんですよ、国の中に。

犯罪者じゃないですよ。医療にもつなげてもらえない、腐つた食べ物食べさせられる、三年間ぐらい閉じ込められている、全く先が見えないといううような、非人道的な人権じゅうりんが行われているという施設がありながら、結局、答弁ではオリンピック期間中に限つたような話になつていないんですか。そんな志の低いものなんです。これを具現化するということは、この国がオリンピックを迎えるにふさわしい国に先進国となつていくということを指すという話なんじゃないんですか。

先ほどから何度も言われています、大臣は、自分の所掌じゃないと。じゃ、オリンピック担当大臣の責任によつて、オリンピック憲章が具現化するよう努力する、これは当たり前ですよ、先ほど自分のお仕事だと言いました。だとするならば、そのきつかけをつくるように、直接手を入れてくれなんて言つていませんよ、所掌が違う、当然です。けれども、オリンピック憲章、人権部分、これを具現化するためには、人権じゅうりんが行われている国家施設、これ改めるしかないんですよ、在り方を改めるしかない、処遇を改めるしかない。そこに大臣が手を突つ込めないのはよく理解している。だとするならば、ごめんと、オリンピックこれから迎えるホスト国として、この問題がやつぱり大きくなつてくるだろうと、だから連携してほしいと。大臣が最初に私に答弁してくださつたとおり、関係大臣と連携していくというお言葉、そのままじゃないですか。助言してく

ださいよ、同じ内閣として。内閣法一条二項でしたつけ、お互いに協力し合う的な話あるじゃないですか。助言できない話じゃないですよ。所掌外でも助言はできますよ。

だって、大臣の責任において達成されるべきオリンピック憲章の具現化が、非人道的な扱いを行っている入管の取扱いによつて具現化できないんですもん。だとするならば、この部分に關して法務大臣とお話しいただきたいんですよ、助言していただきたいんですよ。いかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) この問題については、山本先生からも度々御質問をいただいているところでございます。その上で、私といたしましては、法務大臣に、五月二十九日、前回の委員会でありましたけれども、それ以降も重ねて法務大臣にこういう質問があるということをお話をしているところでございます。法務大臣からは、所管大臣としてしっかりと取り組みますというお話もいただいているところでございます。

今日のこのことにつきまして、法務大臣には、またこういうことは、こういう質問があったということをはっきりと伝えたいと思います。

○山本太郎君 まとめます。

あれ以降も大臣同士でお話をしていただいているということは今確認できて、本当にありがたいところでございます。この状況がどう変わっていくのかというところが少し見えるまでは、鈴木大臣とこのようにやり取りを続けさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○委員長(栢植芳文君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(栢植芳文君) 次に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。梶山内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(梶山弘志君) 民間資金等の活用によ

る公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国、地方共に財政状況が極めて厳しい中で、公的負担の抑制を図るとともに、持続可能な良好な公共サービスを実現するためには、様々な分野の公共施設等の整備、運営等において民間の資金や創意工夫を活用することが重要であり、それらを活用した多様な特定事業の導入、とりわけ民間の経営原理を導入する公共施設等運営事業を活用することが求められております。

この法律案は、このような状況に鑑み、特定事業の一層の推進と公共施設等運営事業の実施の促進を図るため、特定事業に関する国による支援の強化、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の特例の創設及び水道事業等に関する地方公共団体に対して貸し付けられた地方債の繰上償還に係る特例の創設を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、公共施設等の管理者等及び民間事業者が特定事業に係る支援措置等について確認を求めた際に内閣総理大臣が一元的に回答する制度を創設するほか、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に關し報告を求め、必要に応じ助言や勧告を行うことができることとしております。

第二に、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、公の施設の利用料金における地方公共団体の承認や、公共施設等運営権の移転に伴う指定管理者の再指定における議会の議決について、一定の要件を満たす場合にはそれらを不要とする地方自治法の特例を設けることとしております。

第三に、水道事業及び下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、過去に貸し付けられた当該事業に係る地方債について、補償金を免除し元金償還金のみで繰上償還す

ることを認める特例を時限的に設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(栢植芳文君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
等

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の三」に改める。
第四条第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

第三章第十五条の次に次の二条を加える。
(解釈及び適用の確認等)

第十五条の二 公共施設等の管理者等(第二条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。)又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律(法律に基づく命令(告示を含む。)を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無(次項及び第三項において「支援措置の内容等」と総称する。)について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下この項及び第八十五条において同じ。)の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。

6 第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂

行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができ。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。

(報告の徴収等)

第十五条の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができ。

第二十三条に次の一項を加える。

3 公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下この項及び第二十六条第五項において単に「公の施設」という。)であり、かつ、公共施設等運営権者が同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(第二十六条第五項において単に「指定管理者」という。)として当該公の施設を管理する場合(同法第二百四十四条の二第五項の規定により定められた期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限り)において、前項の規定により定められた当該公共施設等の利用料金が第十八条第一項の条例(利用料金の範囲その他利用料金に関して利用者の利益を保護するために必要なものとして内閣府令で定める事項を定めるものに限る。)において定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同法第二百四十四条の二第八項の場合における利用料金として定めることが同条第九項の条例の定めるところに適合するとき

は、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第八項の場合における利用料金として定めることについては、同条第九項後段の規定

定は、適用しない。

第二十六条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 公共施設等運営権に係る公共施設等が公の施設であり、かつ、第二項の許可を受けて当該公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として当該公の施設を管理していた場合において、当該移転を受けた者を当該公の施設の指定管理者として指定するとき(前項ただし書の特別の定めがある場合であつて、地方自治法第二百四十四条の二第五項の規定により定められる期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限り)における同条第六項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第三項の条例に特別の定めがある場合は、この限りでないものとし、この場合には、当該普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後遅滞なく、当該指定について当該議会に報告しなければならぬ」とする。

附則第四条を次のように改める。

(水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)

第四条 政府は、平成三十年年度から平成三十五年までの間に、次の各号に掲げる地方公共団体から、平成九年一月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金(資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)第一条の規定による改正前の資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六條第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。)又は平成九年三月三十一日までに当該地方公共団体に貸して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第九條第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。)であつて、年利三パーセント以

上のもののうち、水道事業等(水道法(昭和二十二年法律第七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設に関する事業をいう。以下この項において同じ。)に係る公共施設等(次の各号に規定する水道事業等公共施設等運営権条例に基づいて設定された公共施設等運営権に係るものに限る。)の建設、改修、維持管理又は運営(以下この項において「建設等」という。)に充てられた金額(当該金額が明らかでないときは、当該公共施設等の建設等に要した費用その他の事情を考慮して内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準により算定した金額に相当するもの(以下この条において「対象貸付金」という。))について繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、当該申出に係る対象貸付金が旧資金運用部資金であるときは限度額を限度として繰上償還に

応ずるものとし、当該申出に係る対象貸付金が旧公営企業金融公庫資金であるときは地方公共団体金融機構に対して限度額を限度として繰上償還に

応ずるよう要請するものとする。

一 平成二十九年度までに水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八条第一項の条例(次号及び次項第一号において「水道事業等公共施設等運営権条例」という。)を定めており、これに基づいて平成三十年年度から平成三十二年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業を開始された地方公共団体

二 平成三十年年度から平成三十三年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた

地方公共団体

2 前項に規定する「限度額」とは、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。

一 前項第一号に掲げる地方公共団体又は同項第二号に掲げる地方公共団体(平成三十年年度又は平成三十一年度水道事業等公共施設等運営権条例を定めたものに限る。) 対象貸付金の残高又は当該公共施設等運営権の設定の対価として当該地方公共団体が収受した金銭(第二十條の規定により徴収した金銭を含み、定期に又は分割して収受すべきときは、その最初に収受した分に限る。)の額のいずれか少ない額

二 前項第二号に掲げる地方公共団体(前号に掲げるものを除く。) 前号に定める額の二分の一に相当する額

3 第一項の場合において、政府は、繰上償還に

応ずるために必要な金銭として対象貸付金の元

金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

4 前項の規定は、地方公共団体金融機構が第一

項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に

応ずる場合について準用する。

附則第五条から第十七条までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定及び附則第五条から第十七条までを削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條の三の見出し中「投資勘定の歳出の特例」を「繰入れ並びに歳入及び歳出の特例」に改め、同条中「繰入金」の下に及び第一項

の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

附則第十條第三項に規定するもののほか、

平成三十年度から平成三十五年度までの間に
おいては、地方公共団体金融機構法附則第十四條の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）附則第四條第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかつたとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 第五十三條第一項の規定によるほか、前項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

第四條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（関税暫定措置法の一部改正）」を付し、同条中関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七條の三の改正規定及び同法第七條の五の改正規定を次のように改める。

第七條の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあっては」を削り、「これらの項を」同表に、「物品の輸入数量を当該を」物品の輸入数量を同表の「に」、「の第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項」とに合計した輸入数量を」に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四條 8（b）に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締

約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日以前の期間に係るものに限る。）を同表の各項ごとに合計した輸入数量に改め、同条第二項第二号中「第二十四條第一項を」第十七條第一項に改め、同条第六項中「場合において」の下に「、別表第一の六の各項（一三の項及び一四の項を除く。）に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは」を加え、「を同表の各項」とを削り、「飼料用麦を含む別表第一の六の項に」を「別表第一の六の各項（一三の項及び一四の項を除く。第一号及び次項において同じ。）に」、「飼料用麦であつてオーストラリアを」経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（同号において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国に、「第一号において「オーストラリア産飼料用麦」を同号において「締約国産物品」に、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前」の期間に係るものに限る。及び第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）を「政令で定める日以前の期間に係るものに限る。同号において同じ」に改め、「をこれらの項」とを削り、「オーストラリア産飼料用麦の輸入数量（一年経過日以前の期間に係るものに限る。）と第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」を「別表第一の六の各項に掲げる物品であつて経済連携協定原産品に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に」、「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項を」別表第一の六の一五の項とあるのは「同表の一五の項」と読み替えるものと

し、同表の一三の項及び一四の項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表」とあるのは「別表第一の六の一三の項及び一四の項に掲げる物品の輸入数量（飼料用麦（関税定率別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この項において同じ。）であつてオーストラリアを原産地とするもの（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を除く。以下この項において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量（オーストラリア協定の効力の発生の日から一年を経過した日以前の期間に係るものに限る。第一号において同じ。）及び経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（オーストラリア産飼料用麦及び経済連携協定原産品を除く。同号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日以前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）を別表第一の六」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（オーストラリア産飼料用麦に係る輸入数量及び経済連携協定原産品に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。）に改め、同条第八項中「飼料用麦を含む項にあっては」を削り、「これらの項を」同表に、「物品の輸入数量を当該を」物品の輸入数量を同表の「に」、「及び」を「並びに」に、「第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の」を

う。の規定」に、「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「環太平洋協定等の」に改める。

第十二条の三第一項及び第二項中「環太平洋包括的及び先進的協定」を「環太平洋協定等」に改める。

第十二条の四第四項中「職員」の下に「環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四—A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）又又は」を加え、「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「環太平洋協定等の」に改める。

第十二条の五の見出しを「環太平洋協定等に基づく調査」に改め、同条第一項中「税関長は、」の下に「環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四—A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）又は」を加え、「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「環太平洋協定等の」に改め、同条第二項中「環太平洋包括的及び先進的協定」を「環太平洋協定等」に改める。

附則第一条中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及

る。

四 附則第十九条の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日

五 第四条の二の規定及び附則第三条第三項の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日

附則第二條第三項中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改める。

附則第三條第一項中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改め、同條第二項中「施行日」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる」と改める。

る日」に、「限り、」を「おける環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象

物品（政令で定める物品を除く。）に係る」に、「環太平洋協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改め、同条に次の一項を加える。

3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）に係る第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日とし、環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品

（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。

附則第六条中「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

附則第十二条のうち輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十三条第一項に一号を加える改正規定中「環太平洋協定」を「経済連携協定」に改める。
附則に次の一条を加える。

（調整規定）

第十九条 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第四条のうちの次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の五の改正規定

第七条の五第一項第一号中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。）に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量」を「経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものに係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものを除く。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。）との合計数量」に改める。

第七条の五の削除

2 前項の場合において、第四条の二のうちの次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条の規定（同法第七条の五の改正規定に限る。）は、適用しない。

第十二条の二第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定及び同条を第十二条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定	第十二条の二の次に二条を加える改正規定	別表第一の三第○四〇二・一〇号の改正規定	第十二条の二の改正規定
環太平洋包括的及び先進的な協定	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定	環太平洋包括的及び先進的な協定	貨物（の下に「環太平洋パートナーシップ協定（第十二条の四第四項及び第十二条の五第一項において「環太平洋協定」という。）又は」を加え、「以下
環太平洋協定	環太平洋パートナーシップ協定	環太平洋協定	を。）又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（第十二条の四第四項及び第十二条の五第一項において「環太平洋包括的及び先進的な協定」という。）
環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定

整備に関する法律」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改め、同条に次の改正規定を加える。

附則第十九条第三項中「第二条第三項」を「第一条」に改める。

附則第三十三条の次に次の一条を加える。
（環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三十三条の二 第二号施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の日以後である場合には、第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十条、第十六条及び前条の規定は、適用しない。

（不正競争防止法等改正法の一部改正に伴う調
整規定）

する法律」に改める。

（著作権法改正法の一部改正に伴う調整規定）

第五条 施行日が著作権法改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、著作権法改正法附則第八条中、「以下『整備法』という。』とあるのは『の』」と、著作権法「改正法附則第九条第一項中『整備法』とあるのは『環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律平成二十八年法律第百八号。以下『整備法』という。』とし、前条の規定は、適用しない。」とし、前条及び前項の規定は、適用しない。

2 施行日が著作権法改正法の施行の日以後である場合には、著作権法改正法附則第十条中「が」が整備法とあるのは「が環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）」と、「から整備法」とあるのは「から同法」とし、前条及び前項の規定は、適用しない。

掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条及び前二項の規定は、適用しない。

六月 日本委員会に左の案件が付託された。

一、慰安婦問題の解決に関する請願（第一五四六号）（第一五四七号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第一五

一五五四号)(第一六二〇号)(第一六二一号)

第一五四六号 平成三十年五月二十一日受理
慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 千葉県市川市 中嶋祥子 外九十九名

紹介議員 福島みずほ君

慰安婦問題は、第二次世界大戦時の日本軍による女性の人権侵害として日本が解決を迫られている問題である。被害者は高齢化し、生きていた間に解決をという悲痛な訴えは日々切実さを増している。政府は、解決済みとして法的責任を拒否してきたが、国連人権機関やILOから再三慰安婦問題の解決を促す勧告を受けている。二〇一六年三月には国連女性差別撤廃委員会から、政府は被害者の救済への権利を認め、全ての被害者への救済と被害回復措置を提供するよう、再度勧告された。二〇一五年十二月の慰安婦問題に関する日韓合意で、日本政府は「責任を痛感している」と国家の責任を明確に認め、おわびと反省の意を示した。政府は、被害女性が強制的に慰安婦にされ重大な人権侵害が行われた事実を認め、慰安婦問題はなかった等の発言や報道には明確に反駁することが求められる。そして、公式謝罪、国家賠償などにより、被害者の人権回復を行い、教科書への記述を復活して次世代への正しい歴史教育を行う責任がある。

ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、被害者への公式謝罪、賠償、次世代教育など「慰安婦問題の解決を行うこと。」

第一五四七号 平成三十年五月二十一日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 広島市 磯野真弓 外九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第一五四八号 平成三十年五月二十一日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 岩手県盛岡市 田村巧 外四百九十九名

紹介議員 平野 達男君

二〇一一年三月に発生した東日本大震災は未曾有の被害と原発事故をもたらした。避難者はいまだに住み慣れた地に戻る目途すら立っていない。二〇一七年七月には九州北部豪雨災害が発生し、大きな被害をもたらした。地震、豪雨による水・土砂災害、火山による噴火など、全国各地で災害に見舞われ、日本は災害列島と呼ばれるほど、どこで暮らしていても自然の脅威にさらされている。東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震も「今、発生する可能性がある」と言われるほど切迫しており、国民の安全・安心を守るための防災やインフラ整備は緊急な国民的課題となっている。こうした災害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾・橋梁・鉄道・トンネルなどの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせない。現在の社会資本は、一九六〇年代以降の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設の更新には年間約二十兆円もの費用が必要とされ、今後計画的な維持管理を施して大規模開発よりも既存施設を維持・保全していく方向に公共事業を転換させていく必要がある。同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業をその担い手にふさわしく再生しなければならぬ。しかし、建設産業に働く労働者は低賃金や過酷な長時間労働などの労働条件の劣悪さから入職者は減少し、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っている。企業の存続や技術の継承、建設労働者の確保困難などに対応するため、いわゆる建設産業の担い手三法、職人基本法が制定されたが、最前線で働く労働者の公正な賃金確保や労働環境改善にはまだ至っていない。ついでには、被災地の復興と国民の安全・安心の願いに応える公共事業を実現するため、次の事項について実現を図られたい。

一、災害からの復興最優先、公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること。

1 国民の安全・安心を切り捨てる「地方分権」や「道州制」は行わないこと。

第一五四九号 平成三十年五月二十一日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 宮崎市 清水昭 外九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五五〇号 平成三十年五月二十一日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 富山県氷見市 川岸大地 外九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五五一号 平成三十年五月二十一日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 沖縄県うるま市 東浜邦章 外九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五五二号 平成三十年五月二十一日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 北九州市 川野久子 外四百二十名

紹介議員 高瀬 弘美君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五五三号 平成三十年五月二十一日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 京都府舞鶴市 松岡裕二 外九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五五四号 平成三十年五月二十一日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 東京都練馬区 藤代昌之 外四百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一六二〇号 平成三十年五月二十二日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 長野市 永井俊太郎 外四百九十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一六二二号 平成三十年五月二十二日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 福岡県太宰府市 福永暢之 外三百九十九名

紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一六五〇号 平成三十年五月二十三日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 大阪府泉南郡田尻町 池田顕政 外九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一七三四号 平成三十年五月二十四日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 新潟県長岡市 品田芳明 外四百

九十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

平成三十年七月十一日印刷

平成三十年七月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U